

**【表紙】****【提出書類】** 有価証券届出書**【提出先】** 関東財務局長殿**【提出日】** 平成23年6月22日提出**【発行者名】** トヨタアセットマネジメント株式会社**【代表者の役職氏名】** 取締役社長 寺崎 宏**【本店の所在の場所】** 東京都港区海岸一丁目11番1号**【事務連絡者氏名】** 中越 正喜**【電話番号】** 03 - 5776 - 4751**【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】**

トヨタアセットDC外国債券インデックスファンド

**【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券の金額】**

5兆円を上限とします。

**【縦覧に供する場所】**

(名称) トヨタアセットマネジメント株式会社 名古屋支店

(所在地) 愛知県名古屋市西区牛島町6番1号

## 第一部【証券情報】

### （１）【ファンドの名称】

トヨタアセットDC外国債券インデックスファンド（以下、「ファンド」といいます。）

ファンドは「確定拠出年金法」に基づいて、個人又は事業主が拠出した資金を運用するためのファンドです。ファンドを購入できる投資者については、後述「（12）その他 取得申込者の制限について」をご参照ください。

### （２）【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型株式投資信託の受益権です。

ファンドの受益権は、「社債、株式等の振替に関する法律」（以下、「社振法」といいます。以下同じ。）の規定の適用を受けております。

受益権の帰属は、後述の「（11）振替機関に関する事項」に記載の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、本書において「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を本書において「振替受益権」といいます。）。委託会社であるトヨタアセットマネジメント株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

なお、当ファンドについては、委託会社の依頼により、信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付はありません。また、委託会社の依頼により、信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

### （３）【発行（売出）価額の総額】

5兆円を上限とします。

### （４）【発行（売出）価格】

取得（購入）申込受付日の翌営業日の販売基準価額 とします。

収益分配金の再投資は、原則として各計算期間終了日（決算日）の販売基準価額<sup>1</sup>をもって行います。

<sup>1</sup>「販売基準価額」とは、「基準価額」に追加設定時信託財産留保額（取得申込受付日の翌営業日の基準価額の0.1%）を加えた価額です。「基準価額」とは純資産総額を計算日における受益権総口数で除して得た価額をいいます。ただし、便宜上1万口当たりで表示されます。

\*「信託財産留保額」とは、継続申込期間における買付けまたは信託期間終了前の解約に際し、取得申込者または解約者にご負担いただき投資信託財産に繰入れる金額のことをいいます。追加設定または解約に対応して投資信託財産で有価証券等の取引を行う場合には、売買委託手数料等のコストが発生するほか、組入有価証券等の市場価格が変動するリスクを負うこととなります。信託財産留保額は、こうしたコストの負担について、ファンドを継続して保有される受益者との公平性を図る目的で導入されています。当ファンドにおいては、継続申込期間における買付けの際に、取得申込受付日の翌営業日の基準価額の0.1%を「追加設定時信託財産留保額」として、また、信託期間終了前の解約の際に、解約請求受付日の翌営業日の基準価額の0.1%を「解約時信託財産留保額」としてご負担いただきます。

販売基準価額は、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

また、基準価額、販売基準価額は、販売会社にお問い合わせいただけるほか、下記委託会社の照会先に問い合わせることが可能です。

照会先（委託会社）の名称	電話番号 <sup>2</sup>	ホームページアドレス
トヨタアセットマネジメント株式会社	03-5776-4760	<a href="http://www.tamco.co.jp/">http://www.tamco.co.jp/</a>

<sup>2</sup> 受付時間は、営業日の8時30分～11時30分、12時30分～16時30分とします。

### （５）【申込手数料】

ありません。

### （６）【申込単位】

1円以上1円単位とします。

(7) 【申込期間】

継続申込期間：平成23年6月23日から平成24年6月25日まで

（継続申込期間は、期間終了前に委託会社が有価証券届出書を提出することにより原則として更新されます。）

(8) 【申込取扱場所】

販売会社にて申込みを取り扱います。

申込取扱場所（以下「販売会社」といいます。）は、前掲「（4）発行（売出）価格」に記載の委託会社の照会先にお問い合わせください。なお、確定拠出年金法に基づいた取得申込を取扱う部店のみでの取扱いとなりますのでご注意ください。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

(9) 【払込期日】

ファンドの取得申込者は、販売会社の指定する日までに申込代金を販売会社に支払うものとします。

各取得申込受付日の発行価額の総額は、追加信託が行なわれる日に販売会社より委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

(10) 【払込取扱場所】

お申込金額は、お申込みいただいた販売会社にお支払いください。販売会社は、前掲「（4）発行（売出）価格」に記載の照会先にお問い合わせすることができます。

(11) 【振替機関に関する事項】

当ファンドの受益権の振替機関は、株式会社証券保管振替機構です。

(12) 【その他】

・取得（購入）申込者の制限について

ファンドの取得申込者は、原則として、確定拠出年金法に定める加入者等の運用の指図に基づいて取得の申込みを行なう資産管理機関および国民年金基金連合会（以下「連合会」といいます。）等に限るものとします。

なお、上記にかかわらず、ファンド設定、維持のため委託会社もしくはその関係会社が自己の資金をもって取得する場合があります。

・振替受益権の取扱いについて

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、投資信託振替制度に基づき、前記「（11）振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。

ファンドの収益分配金、償還金、換金代金は、社振法および前記「（11）振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。なお、当ファンドの収益分配金については、税金を差し引いた後再投資されます。

（ご参考）

投資信託振替制度とは、

ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理する制度です。

ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿（「振替口座簿」といいます。）への記載・記録によって行なわれますので、受益証券は発行されません。

## 第二部【ファンド情報】

### 第1【ファンドの状況】

#### 1【ファンドの性格】

##### (1)【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的	当ファンドは、シティグループ世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）（注）に連動する投資成果を目標として運用を行います。なお、実質的な運用は、マザーファンドで行ないます。 （注）シティグループ世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）は、シティグループ・グローバル・マーケット・インクが開発した、日本を除く世界主要国の国債の総合投資利回りを各市場の時価総額で加重平均した円ベースの債券インデックスです。
信託金の限度額	5兆円
基本的性格 （商品分類）	追加型投信 / 海外 / 債券 / インデックス型

（注）当ファンドは、「確定拠出年金法」に基づいて、個人または事業主が拠出した資金を運用するためのファンドです。

投資信託協会では、投資者・受益者が公募投資信託を購入する等の商品選択の利用に資するために、わかりやすく商品を分類しています。目論見書表紙等には「商品分類」および「属性区分」を記載いたします。

当ファンドは、商品分類では、「追加型投信/海外/債券/インデックス型」に属しています。商品分類の「投資対象資産」には収益の源泉を記載します。

「追加型投信」とは、一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

「海外/債券」とは、目論見書又は投資信託約款において組入資産による主たる投資収益が実質的に、海外の債券とする旨の記載があるものをいいます。

「インデックス型」とは目論見書又は投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいいます。

#### 商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 （収益の源泉）	独立区分	補足分類
単位型投信	国内	株式 債券	MMF	インデックス型
	海外	不動産投信	MRF	特殊型
追加型投信	内外	その他資産 （ ） 資産複合	ETF	

（注）当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

また、当ファンドは、属性区分では「その他資産（投資信託証券（債券））・年1回決算・グローバル（日本を除く）・ファミリーファンド・為替ヘッジなし・その他の指数（シティグループ世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース））」に属しています。

属性区分における「投資対象資産」については、前記の商品分類の「投資対象資産」とは異なり、「資産そのものについての属性区分を記載するものとする」との考え方に基づき記載されます。

「その他資産（投資信託証券（債券）」とは、目論見書または投資信託約款において、投資信託証券への投資を通じて、主として債券へ実質的に投資する旨の記載があるものをいいます。

「年1回決算」とは、目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。

「グローバル（日本を除く）」とは、目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。合わせて（日本）を含むか除くかが明記されます。

「ファミリーファンド」とは、目論見書又は投資信託約款において、親投資信託（マザーファンド）を投資対象として投資するものをいいます。

「為替ヘッジなし」とは、目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行なわない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。

「その他の指数（シティグループ世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）」とはインデックスファンドにおける対象インデックスがシティグループ世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）であることを示します。

## 属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ	対象インデックス	特殊型
株式		グローバル (日本を除く)				
一般 大型株 中小型株	年1回	日本			日経225	ブル・ベア型
債券		北米	ファミリーファンド	あり ( )		条件付運用型
一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ( )	年2回 年4回 年8回 (隔月)	欧州 アジア			その他の指数 (シティグループ世界国債インデックス(除く日本、ヘッジなし・円ベース))	ロング・ショート型/ 絶対収益追求型
不動産投資	年12回 (毎月)	中南米 アフリカ	ファンド・オブ・ファンズ	なし	その他 ( )	その他 ( )
その他資産 (投資信託証券(債券)) 資産総合 ( ) 資産配分固定型 資産配分変更型	日々 その他 ( )	中近東 (中東) エマージング				

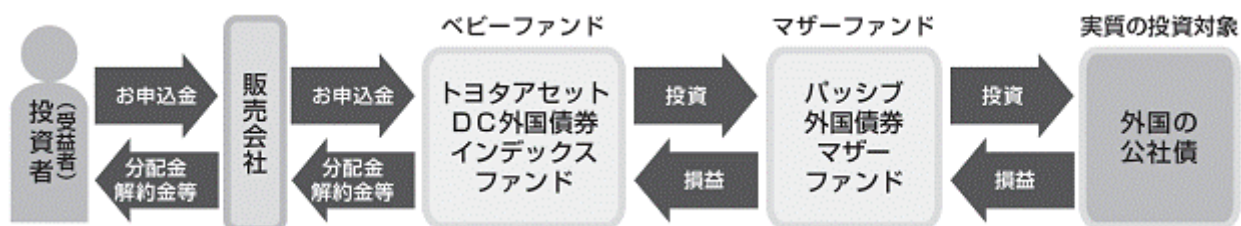
(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

なお、当ファンド以外の商品分類・属性区分の定義については、社団法人 投資信託協会のホームページ (<http://www.toushin.or.jp/>) をご覧ください。

## <運用形態>

当ファンドは、「ファミリーファンド方式」により運用を行い、「パッシブ外国債券マザーファンド」受益証券への投資を通じて外国の公社債への実質的投資を行います。なお、当ファンドで直接投資をすることがあります。

「ファミリーファンド方式」とは、投資家からの資金をまとめてベビーファンド（当ファンド）とし、その資金をマザーファンドの受益証券に投資して、その実質的な運用を行なう仕組みです。



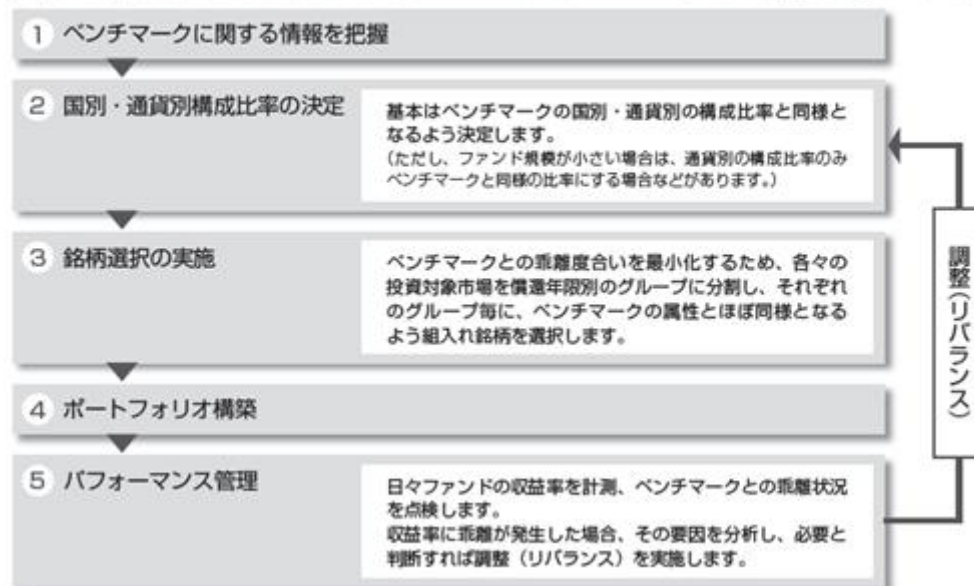
### <ファンドの特色>

主として「パッシブ外国債券マザーファンド」受益証券への投資を通して、外国の公社債への分散投資を行ない、シティグループ世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）の動きに連動する投資成果を目標として運用を行います。

- ・シティグループ世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）をベンチマークとします。
- ・ポートフォリオの見直しは、原則としてベンチマーク構成の変更や追加設定・解約時などの場合に行ない、各国の市場動向に対する感応度がベンチマークに近づくように調整を行ないます。

#### (イメージ)「パッシブ外国債券マザーファンド」のポートフォリオ構築プロセス

ベンチマークであるシティグループ世界国債インデックス(除く日本、ヘッジなし・円ベース)に連動する投資成果をめざすため、以下のプロセスにて、ポートフォリオの構築を行ないます。



運用効率向上のため、ファミリーファンド方式を採用し、実質的な運用は「パッシブ外国債券マザーファンド」を通じて行ないます。

外貨建資産に対する為替ヘッジは、原則として行ないませんが、ただし、市況動向等により弾力的、機動的に為替ヘッジを行なう場合があります。

対象インデックス（ベンチマーク）との連動性を維持するため、債券先物取引等を利用することがあります。

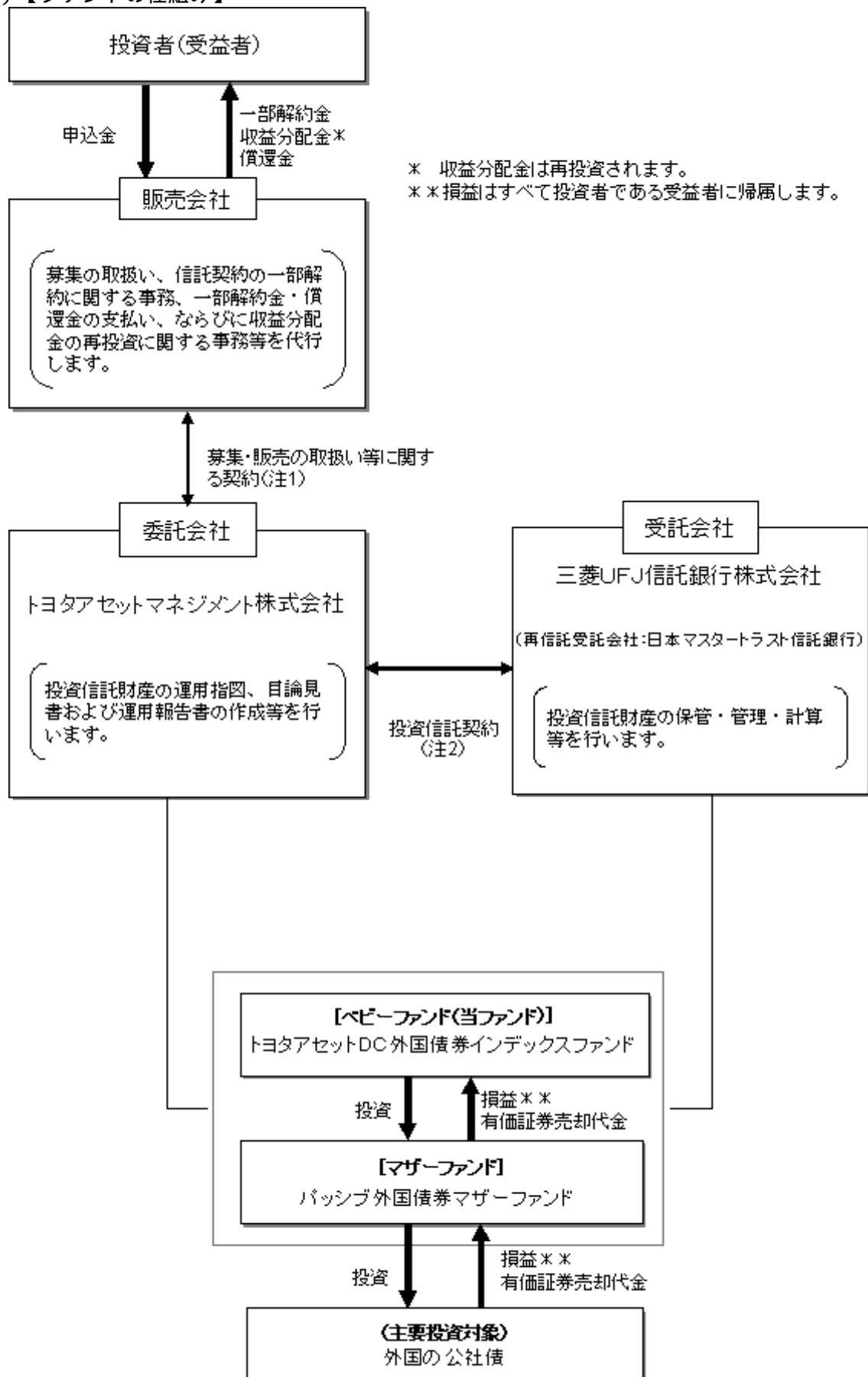
- ・このため、公社債の実質投資総額と債券先物取引等の実質投資総額の合計額が純資産総額を超えることがあります。

資金動向、市況動向の急激な変化が生じたとき等ならびに信託財産の規模によっては上記のような運用ができない場合があります。

## (2) 【ファンドの沿革】

平成14年4月1日 …… 信託契約締結、ファンドの設定、運用開始

## (3) 【ファンドの仕組み】



## 〔委託会社と関係法人との契約の概要〕

- (注1) 投資信託を販売する業務を委託会社と販売会社の間で規定したもの。販売会社が行なう募集の取扱い、収益分配金・償還金の支払い、解約請求の受付等の業務範囲の取り決め等の内容が含まれています。なお、契約名称については異なる名称を使用することがあります。
- (注2) 投資信託を運営する業務を委託会社と受託会社の間で規定したもの。投資信託の資産運用や運営方法、委託会社と受託会社および受益者との権利義務関係、受益者の権利、募集方法等の取り決め等の内容が含まれています。

## 〔委託会社の概況〕

名称 トヨタアセットマネジメント株式会社  
 本店の所在地 東京都港区海岸一丁目11番1号  
 金融商品取引業者登録番号 関東財務局長（金商）第366号

設立年月日 平成2年2月28日

資本金の額 600百万円（平成23年4月28日現在）

## 会社の主な沿革

平成2年2月	千代田火災投資顧問株式会社設立
平成4年3月	投資一任業務の認可を取得
平成11年9月	商号を千代田火災アセットマネジメント株式会社に変更
平成11年12月	証券投資信託委託業務の認可を取得
平成12年6月	商号をトヨタアセットマネジメント株式会社に変更
平成13年2月	名古屋支店開設
平成19年9月	金融商品取引業者（投資運用業、投資助言・代理業、第二種金融商品取引業）の登録を受ける

## 大株主の状況（平成23年4月28日現在）

株主名	住所	保有株式数	保有比率
トヨタファイナンシャルサー ビス株式会社	愛知県名古屋市 西区牛島町6番1号	6,000株	50%
あいおいニッセイ同和損害保 険株式会社	東京都渋谷区 恵比寿一丁目28番1号	6,000株	50%



## 2【投資方針】

### (1)【投資方針】

#### 運用の基本方針

この投資信託は、シティグループ世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）の動きに連動する投資成果を目標として運用を行います。

#### 投資態度

1. 主として「パッシブ外国債券マザーファンド受益証券」への投資を通して、外国の公社債への分散投資を行ない、信託財産の中長期的な成長をめざします。
2. シティグループ世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）をベンチマークとし、これからの乖離を平均的に抑えていく運用をめざします。
3. 外貨建資産に対する為替ヘッジは、原則として行ないません。ただし、市況動向等により弾力的、機動的に為替ヘッジを行なう場合があります。
4. ただし、対象インデックスとの連動性を維持するため、公社債の実質投資比率は信託財産の純資産総額を超えることがあります。  
組入現物公社債の時価総額に債券先物取引等の買建額を加算し、または債券先物取引等の売建額を控除した額の信託財産の純資産総額に対する割合に、パッシブ外国債券マザーファンドにおける公社債の実質投資比率に当ファンドの当該マザーファンド受益証券への投資比率を乗じて得た割合を加算した比率
5. なお、資金動向、市況動向の急激な変化が生じたとき等ならびに信託財産の規模によっては上記のような運用ができない場合があります。

#### <パッシブ外国債券マザーファンドの投資方針の概要>

##### 1. 運用の基本方針

この投資信託は、公社債等を主要投資対象とし、中長期的に信託財産の成長を目指して運用を行ないます。

##### 2. 投資態度

主として日本を除く世界主要国の公社債に分散投資を行ない、シティグループ世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）をベンチマークとし、これからの乖離を平均的に抑えていく運用を目指します。

ポートフォリオの見直しは適宜行ない、各国の市場動向に対する感応度がベンチマークに近づくように調整を行ないます。

外貨建資産に対する為替ヘッジは、原則として行ないません。ただし、市況動向等により弾力的、機動的に為替ヘッジを行なう場合があります。

### (2)【投資対象】

#### 主要投資対象

パッシブ外国債券マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。このほか、投資状況によっては、パッシブ外国債券マザーファンドと同様の運用を直接行なうこともあります。

#### 投資対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

イ. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

1. 有価証券
2. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第21条、第22条および第23条に定めるものに限りません。）
3. 金銭債権（1.、2.および4.に掲げるものに該当するものを除きます。）
4. 約束手形

ロ. 特定資産以外の資産で、以下に掲げる資産

1. 為替手形

### 有価証券の指図範囲

委託会社は、信託金を、主としてトヨタアセットマネジメント株式会社を委託会社とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託会社として締結された親投資信託であるパッシブ外国債券マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券および次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 国債証券
2. 地方債証券
3. 特別の法律により法人の発行する債券
4. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。）
5. 転換社債の転換および転換社債型新株予約権付社債の新株予約権の行使により取得した株券
6. コマーシャル・ペーパー
7. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
8. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
9. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
10. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
11. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの。

なお、前記1.から4.までの証券ならびに7.の証券または証書のうち1.から4.までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。5.の証券ならびに7.の証券または証書のうち5.の証券の性質を有するものを以下「株式」といいます。

### 金融商品の指図範囲

委託会社は、信託金を、 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

### その他運用指図を行なうことができる取引

#### イ. 先物取引等

1. わが国の取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所にこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします。

\* 本書において「取引所」とは、金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。

2. わが国の取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行なうことの指図をすることができます。
3. わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引

所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

ロ．スワップ取引

信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、スワップ取引を行なうことができます。

ハ．金利先渡し取引および為替先渡し取引

信託財産の効率的な運用に資するため、金利先渡し取引および為替先渡し取引の指図をすることができます。

ニ．有価証券の貸付

信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する公社債の貸付の指図をすることができます。

ホ．公社債の借入れ

信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。

ヘ．外国為替予約取引

信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

ト．資金の借入れ

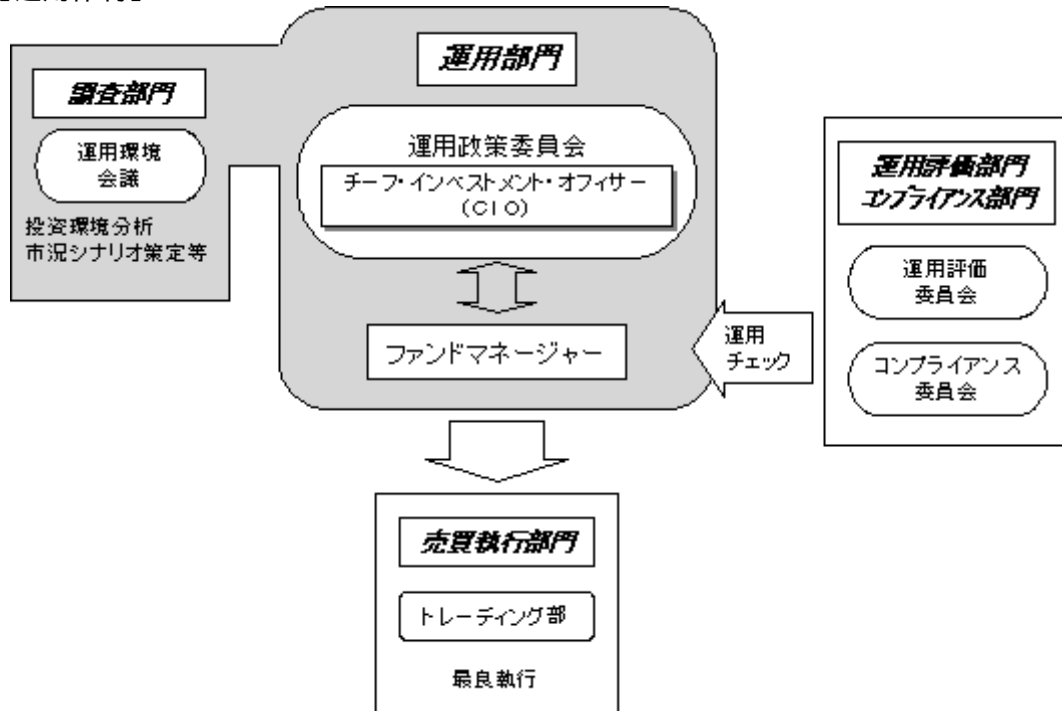
信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。

チ．受託会社による資金の立替え

信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託会社の申出があるときは、受託会社は、資金の立替えをすることができます。

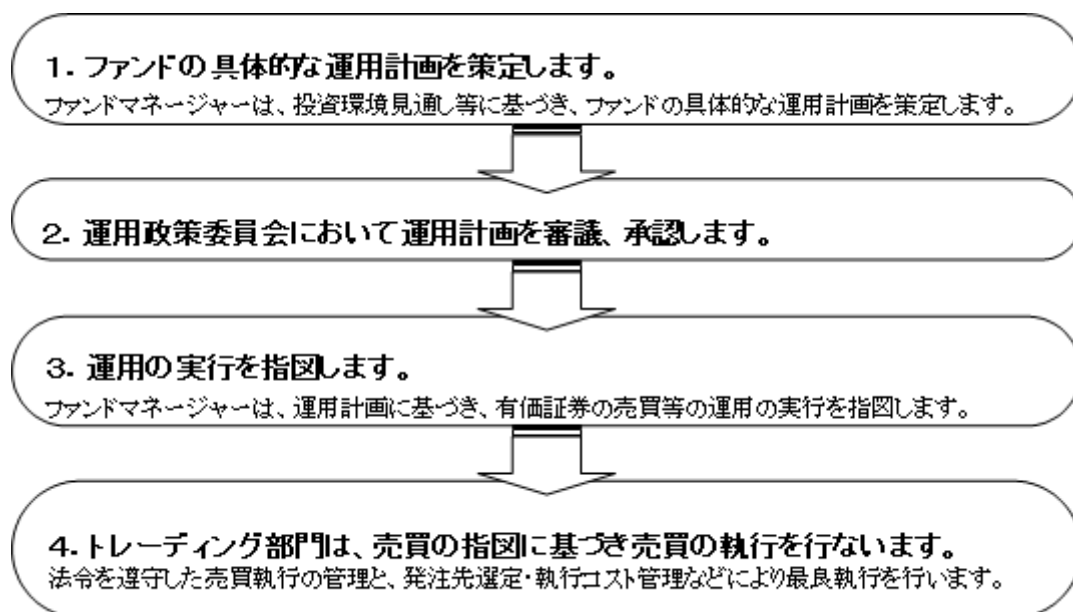
信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

## (3) 【運用体制】



上記会議/委員会名	人員		主なメンバー	
	目的			
	対応事項			
運用環境会議	12名程度	議長：投資戦略部長		
		全執行役員、チーフインベストメントオフィサー、債券運用部長、株式運用部長、法人営業部長、投資信託営業部長、プロダクトサービス部長、経営企画部長、ファンドマネージャー、他		
	運用部門に対して市場関連情報（ハウスビュー）等の提供を行なうことで情報の共有化を図る。			
投資環境分析、市況シナリオに関する事項や投資環境の変化等の検証・投資タイミング等にかかる事項の報告				
運用政策委員会	25名程度	委員長：チーフインベストメントオフィサー		
		全執行役員、投資戦略部長、債券運用部長、株式運用部長、経営企画部長、プロダクトサービス部長、ファンドマネージャー、他		
	運用の基本方針を確立する為、運用全般及び個別の資産に関する重要事項を検討、決定し、併せて運用計画の総合的検討を行う。			
アセットアロケーションに関する事項の検討・決定 運用の基本方針および運用計画に関する事項の検討・決定等				
運用評価委員会	16名程度	委員長：社長執行役員		
		全執行役員、チーフコンプライアンスオフィサー、チーフインベストメントオフィサー、投資戦略部長、債券運用部長、株式運用部長、コンプライアンス部長、プロダクトサービス部長、経営企画部長、他		
	運用パフォーマンス及びリスクの分析を行い、その分析結果に基づき確かな指示、提案を行うことにより、運用部門に対する適切かつ健全な牽制機能を発揮し、透明度の高い適正な運用の実現に寄与する。			
運用実績（パフォーマンス及び要因分析）に関する事項の審査・検討 各資産のリスク状況及び運用リスク管理に関する事項の審査・検討等				
コンプライアンス委員会	14名程度	委員長：チーフコンプライアンスオフィサー		
		全常勤取締役、チーフインベストメントオフィサー、コンプライアンス部長、経営企画部長、各部長、他		
	法令等の遵守状況のチェック、投資信託財産の運用に係る投資ガイドライン及び約款の遵守状況のモニタリングを行い、社内における適切かつ健全な牽制機能を発揮する事により、適正な運用と業務の健全性の確立に寄与する。			
法令、基準等の遵守状況に関する事項の報告・審議 約款及び投資ガイドライン遵守状況に関する報告・審議等				

## 〔運用部門での流れ〕



委託会社による関係法人（除く販売会社）に対する管理体制

委託会社は、「受託会社」との間で、日々の純資産額照合・月次の勘定残高照合などを行っております。

また、委託会社は、受託会社が行う受託業務について内部統制が有効に機能していることを確認するために、独立した監査法人が行った監査報告書を定期的に受け取っています。

\* ファンドの運用体制等是有価証券届出書提出日（平成23年6月22日）現在であり、今後変更になる場合があります。

#### （４）【分配方針】

##### 収益分配方針

毎決算時（毎年１回、原則として3月31日。休業日の場合は翌営業日。）に、原則として次の通り収益分配を行なう方針です。

##### イ．分配対象額の範囲

経費控除後の繰越分も含めた利子・配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

##### ロ．分配対象額についての分配方針

分配金額は委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないこともあります。

##### ハ．留保益の運用方針

収益分配に充てず信託財産内に留保した利益については、運用の基本方針に基づき運用を行いません。

##### 収益分配金の計理

イ．信託財産から生じる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

a. 配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

b. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

ロ．毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

### 収益分配金の再投資

- イ．収益分配金は、無手数料で再投資され、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。当ファンドは分配金再投資専用ファンドです。
- ロ．収益分配金の再投資は、原則として各計算期間終了日（決算日）の販売基準価額をもって行ないます。
- ハ．一部解約が行なわれた場合に、当該受益権に帰属する収益分配金があるときは、前記の規定にかかわらず、原則として決算日から起算して5営業日目までに受益者へのお支払いを開始します。

## （５）【投資制限】

### 〔約款に定める主な投資制限〕

#### 外貨建資産への投資制限

外貨建資産への実質投資割合に制限を設けません。

実質投資割合とは、信託財産に属する当該資産とマザーファンドの信託財産に属する当該資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額をいいます。信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。（以下、同じ。）

#### 株式への投資制限

株式への投資は転換社債の転換、ならびに新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限り、）の行使による取得に限り、株式への実質投資割合は信託財産の純資産総額の10%以下とします。

#### 投資する株式等の範囲

委託会社が投資することを指図する株式は、転換社債の転換および転換社債型新株予約権付社債の新株予約権の行使による取得に限り、取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、および取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式については、この限りではありません。

#### 同一銘柄の株式の投資制限

同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

#### 同一銘柄の転換社債等への投資制限

同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

#### スワップ取引の運用指図範囲

1. スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
2. スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。以下同じ。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、当該純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
3. 前項においてマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
4. 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受け入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受け入れの指図を行うものとします。

#### 金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図

当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受け入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受け入れの指図を行なうものとします。

#### 有価証券の貸付

1. 公社債の貸付は、貸付時点において貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
2. 前項に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
3. 委託会社は、公社債の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受け入れの指図を行うものとします。

#### 公社債の借入れ

公社債の借入れの場合、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

当該公社債の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行なうものとします。

#### 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

#### 外国為替予約の指図

1. 信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産（マザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額を含みます。）の為替変動リスクを回避するために行なう当該予約取引の指図については、この限りではありません。
2. 前項の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替予約の売買の予約取引の指図をするものとします。

#### 資金の借入れ

借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

#### 〔法令による投資制限〕

##### デリバティブ取引等の評価損の制限（金融商品取引業等に関する内閣府令）

運用財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該運用財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券又はオプションを表示する証券若しくは証書に係る取引及び選択権付債券売買を含む。）を行い、又は継続することを内容とした運用を行うことはできないものとします。

#### <パッシブ外国債券マザーファンドの投資制限の概要>

外貨建資産への投資に制限を設けません。

同一銘柄の転換社債、ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

有価証券先物取引等、スワップ取引、金利先渡取引および為替先渡取引、外国為替予約取引、有価証券の貸付、公社債の借入は、約款の範囲で行うことができます。

#### 3【投資リスク】



当ファンドは、主に日本を除く世界主要国の債券等を実質的な投資対象としますので、金利上昇による組入債券の価格の下落や、組入債券の発行体の信用状況の悪化や債務不履行等の影響により、基準価額が下落する場合があります。また、為替ヘッジは原則として行いませんので、実質的に投資している国の通貨が円に対して弱くなった場合等には当ファンドの基準価額が下落する場合があります。したがって、投資元本は保証されているものではなく、これを割り込むことがあります。ファンドに生じた利益および損失は、すべて投資者（受益者）に帰属します。当ファンドが有する主なリスクは以下の通りです。

#### **為替変動リスク**

原則として為替ヘッジを行いませんので、為替相場の変動により基準価額が影響を受けます。投資している国の通貨が円に対して弱く（円高に）なればファンドの基準価額の下落要因となります。

#### **金利変動リスク**

一般に債券等の価格は、金利が上昇した場合には下落し、金利が低下した場合には上昇します（価格の変動幅は、残存期間、発行体の信用力、債券の種類等により異なります。）。従って、金利が上昇した場合、当ファンドの基準価額の下落要因となります。

#### **信用リスク**

債券等の価値は、発行体の信用状況によっても変動します。特に、発行体が財政難、経営不安等により、利息および償還金をあらかじめ決定された条件で支払うことができなくなった場合（債務不履行）、またはできなくなることが予想される局面となった場合には、当該商品の価値が下落（価値がゼロになることもあります。）し、ファンドの基準価額が影響を受け、損失を被ることがあります。

#### **流動性リスク**

急激かつ大量の解約は、有価証券を市場で売却する結果、市場に大きなインパクトを与え、基準価額が大きく下落する要因になります。市場規模や取引量が比較的小さな市場に投資する場合、市場実勢から期待される価格で売却できないことがあります。また、投資対象の市場環境の悪化により流動性の低い銘柄の価格が著しく低下することがあります。

#### **カントリーリスク**

投資対象国における政治不安や社会不安、あるいは他国との外交関係の悪化、通貨規制、資本規制などの要因により、ファンドの基準価額が影響を受け、損失を被ることがあります。

#### **ファンドの資金流入に伴うリスク**

追加設定・一部解約によるファンドの資金流入に伴い、有価証券等を大量に売買しなければならないことがあり、市況動向や市場の流動性等の状況によっては基準価額が影響を受ける可能性があります。

#### **資産規模に関わるリスク**

当ファンドの資産規模によっては、運用方針に基づく運用が効率的にできない場合があります。

#### **対象インデックスから乖離するリスク**

ファンドの投資成果と対象インデックスの動きは正確に連動するものではなく、乖離が生じます。乖離の主な要因は、以下のとおりです。

1. 対象インデックスを構成する全銘柄を組入れない場合があることおよびインデックス構成比率と同ウエイトで保有することができないことによる影響
2. 信託報酬およびファンドの監査費用等の控除による影響
3. 公社債の売買コスト、先物売買手数料等を負担することによる影響
4. 公社債または債券先物取引等の流動性が低下した場合における売買対応の影響
5. 公社債または債券先物取引等の最低取引単位の影響
6. 追加設定および解約に対応した売買約定価格と対象インデックスの算出に利用する価格との差
7. 基準価額の算出にもちいる外国為替レートと、対象インデックス算出にもちいる外国為替レートの評価時点が異なることによる影響
8. 債券先物と対象インデックスの動きが連動しない場合の影響

### その他留意点

1. 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
2. ニューヨークまたはロンドンの取引所または銀行の休業日には、取得申込・解約の受付を行いません。
3. 取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、信託約款の規定に従い、委託会社の判断で取得申込および解約申込の受付を中止することおよびすでに受付けた取得申込および解約申込の受付を取り消す場合があります。
4. 当ファンドは、受益権口数が30億口を下回った場合等には、信託期間中であっても償還される場合があります。
5. 「パッシブ外国債券マザーファンド」に投資する他のベビーファンドによる追加の設定・一部解約に応じるために、マザーファンドにおいて有価証券等を大量に売買しなくてはならないことがあります。その場合、市況動向や取引量等の状況によっては、当ファンドの基準価額が影響を受けることがあります。

\* 有価証券届出書提出日（平成23年6月22日）現在、当ファンド以外でパッシブ外国債券マザーファンドを投資対象とするファンドは以下の通りです。

「パッシブ外国債券ファンド<非課税適格機関投資家専用私募>」

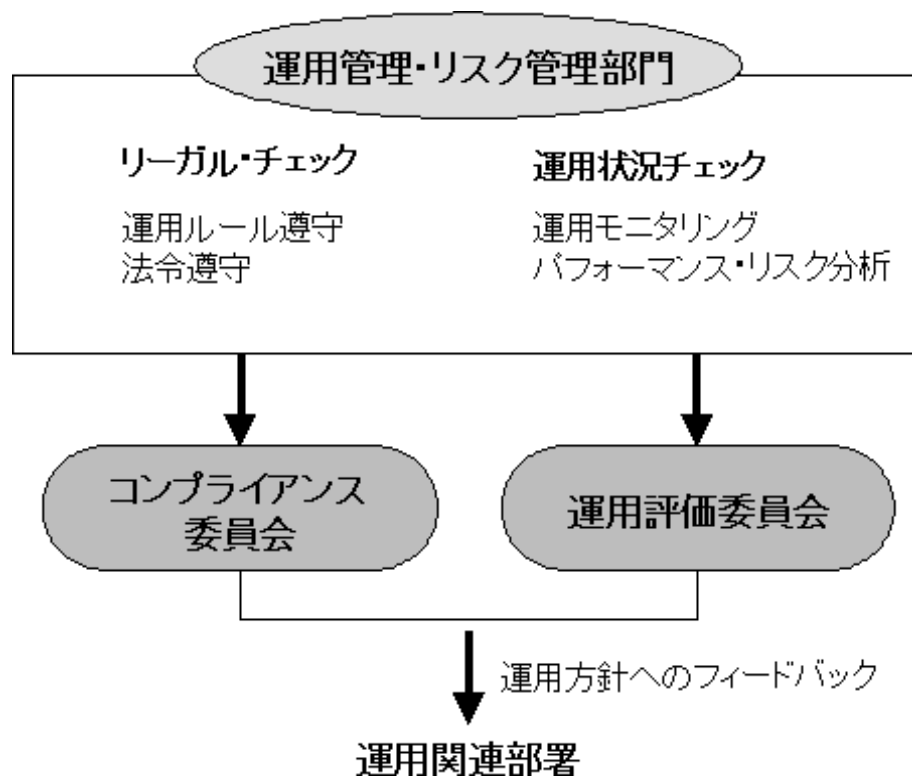
「トヨタアセット外国債券インデックスファンドVA（適格機関投資家専用）」

「TAスマート・インカムファンド（毎月分配型）」

なお、今後当該マザーファンドを投資対象とする他のファンドが設定される場合があります。

### 〔リスク管理体制〕

当社におけるリスク管理体制は以下のとおりです。



#### コンプライアンス委員会

運用に係る法令及び投資信託約款、投資ガイドライン等の遵守状況について報告・審議がなされ、その結果が運用関連部署へフィードバックされることで、ファンドの健全な運用の管理を行ないます。

#### 運用評価委員会

運用パフォーマンス及びリスク分析を行ない、その状況について審査・検討がなされ、運用関連部

署へフィードバックされることで、透明性の高い適正な運用の管理を行ないます。

\* リスク管理体制は有価証券届出書提出日（平成23年6月22日）現在であり、今後変更になる場合があります。

#### 4【手数料等及び税金】

以下、「投資者が直接的に負担する費用」として（１）（２）があります。

##### （１）【申込手数料】

ありません。

なお、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に0.1%の率を乗じて得た額が追加設定時信託財産留保額として加算されます。

##### （２）【換金（解約）手数料】

ありません。

なお、解約請求受付日の翌営業日の基準価額に0.1%の率を乗じて得た額が解約時信託財産留保額として差し引かれます。

以下、「投資者が信託財産で間接的に負担する費用」として（３）（４）があります。

##### （３）【信託報酬等】

信託報酬

信託報酬（運用管理費用）の総額は、計算期間を通じて毎日、ファンドの純資産総額に年率0.2415%（税抜0.23%）<sup>（注）</sup>を乗じて得た額とし、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末、または信託終了のときにファンドから支払います。

（注）2011年7月1日より、年率0.2205%（税抜0.21%）となります。

税抜とは消費税および地方消費税に相当する金額を差引いたものです。（以下、本書にて同じ。）

信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支払いの時にファンドから支払います。

信託報酬の配分

委託会社、販売会社、受託会社との間の配分は、以下の通りとします。

2011年6月30日まで

委託会社	販売会社	受託会社
年率0.08505% (税抜0.081%)	年率0.105% (税抜0.1%)	年率0.05145% (税抜0.049%)

2011年7月1日より

委託会社	販売会社	受託会社
年率0.084% (税抜0.080%)	年率0.105% (税抜0.1%)	年率0.0315% (税抜0.03%)

##### （４）【その他の手数料等】

監査報酬

ファンドの財務諸表の監査に要する費用（消費税等相当額を含みます。）は、投資者の負担とし、ファンドから支払います。

投資者が負担するファンドの財務諸表の監査に要する費用については、ファンドの純資産総額に年率0.00525%（税抜0.005%）を乗じて得た額とし、計算期間を通じて毎日、ファンドから支払います。ファンドから支払った年間の監査報酬額が一定額に満たない場合（ファンドの規模が小さい場合等）かかる費用を委託会社が負担することができます。

純資産総額が500億円を超える部分は、年率0.002625%（税抜0.0025%）とします。

有価証券売買手数料等

ファンドの組入有価証券等の売買の際に発生する費用、先物・オプション取引に要する費用については、投資者の保有期間中にその都度ファンドから支払います。

信託事務等の諸費用

ファンドに関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立替えた立替金の利息は、投資者の保有期間中にその都度ファンドから支払います。

その他

資金借入れを行った場合の借入金の利息、外貨建資産の保管等に要する費用は、投資者の保有期間中にその都度ファンドから支払います。

\* 、 、 については運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限等を示すことができません。

ファンドにかかる手数料等の合計額については、保有期間、運用状況等により異なりますので、表示することはできません。

(5) 【課税上の取扱い】

確定拠出年金法に定める加入者等の運用の指図に基づいて購入の申込みを行う資産管理機関および国民年金基金連合会等の場合、所得税および地方税がかかりません。

確定拠出年金制度の加入者については、確定拠出年金制度の積立金の運用にかかる税制が適用されます。

(ご参考)

当ファンドは、追加型の公募株式投資信託です。課税上は株式投資信託として取扱われます。

なお、上記以外の投資者（法人）の場合の課税の取扱いは下記の通りです。

法人の投資者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、平成23年12月31日までは7%（所得税7%）の税率で源泉徴収され法人の受取額となります。地方税の源泉徴収はありません。平成24年以降は、15%（所得税15%）の税率となる予定です。

なお、益金不算入制度が適用されません。

\* 課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家等に確認されることをお勧めします。

\* 上記は、平成23年4月28日現在のものですので、税法又は確定拠出年金法が改正された場合等には、内容が変更となる場合があります。

?

## 5【運用状況】

以下は、平成23年4月28日現在の運用状況です。

なお、「投資比率」とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産等の評価金額の比率をいい、小数第3位以下を四捨五入しています。

## (1)【投資状況】

資産の種類	国名	評価金額（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	28,698,976,465	100.02
現金・預金・その他資産（負債控除後）		4,915,710	0.02
合計（純資産総額）		28,694,060,755	100.00

## (2)【投資資産】

## 【投資有価証券の主要銘柄】

順位	国/地域	種類	銘柄名	口数	簿価（円）		評価（円）		投資比率（％）
					単価	金額	単価	金額	
1	日本	親投資信託受益証券	パッシブ外国債券 マザーファンド	16,296,051,596	1.7297	28,187,506,720	1.7611	28,698,976,465	100.02

## 種類別投資比率

種類	評価金額（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	28,698,976,465	100.02

## 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

## 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

## (3)【運用実績】

## 【純資産の推移】

平成23年4月28日（直近日）現在、同日前1年以内における各月末ならびに各計算期間末におけるファンドの純資産総額、および1口当たりの純資産額の推移は次のとおりです。

	純資産総額 （単位：百万円）		1口当たりの純資産額 （単位：円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
平成14年4月1日 （当初設定日）	1	-	1.0000	-
平成15年3月31日 （第1計算期間末）	2,303	2,303	1.1505	1.1505
平成16年3月31日 （第2計算期間末）	5,837	5,837	1.1559	1.1559
平成17年3月31日 （第3計算期間末）	12,039	12,039	1.2690	1.2690
平成18年3月31日 （第4計算期間末）	17,883	17,883	1.3639	1.3639
平成19年4月2日 （第5計算期間末）	23,194	23,194	1.5043	1.5043

平成20年3月31日 （第6計算期間末）	26,189	26,189	1.5109	1.5109
平成21年3月31日 （第7計算期間末）	25,607	25,607	1.3801	1.3801
平成22年3月31日 （第8計算期間末）	27,881	27,881	1.3785	1.3785
平成23年3月31日 （第9計算期間末）	27,928	27,928	1.2897	1.2897
平成22年4月末日	28,126	-	1.3860	-
5月末日	26,744	-	1.3111	-
6月末日	26,360	-	1.2782	-
7月末日	27,015	-	1.3041	-
8月末日	26,726	-	1.2850	-
9月末日	27,549	-	1.3180	-
10月末日	27,003	-	1.2772	-
11月末日	27,037	-	1.2729	-
12月末日	25,909	-	1.2244	-
平成23年1月末日	26,859	-	1.2494	-
2月末日	26,758	-	1.2508	-
3月末日	27,928	-	1.2897	-
平成23年4月28日（直近日）	28,694	-	1.3130	-

（注）当初設定日の1口当たりの純資産額は当初元本（1口当たり1円）として記載。純資産総額は単位未満を切り捨て、1口当たりの純資産額は小数第5位以下を四捨五入しています。

#### 【分配の推移】

計算期間	1口当たりの分配金
第1期 平成14年4月1日～平成15年3月31日	0.0000円
第2期 平成15年4月1日～平成16年3月31日	0.0000円
第3期 平成16年4月1日～平成17年3月31日	0.0000円
第4期 平成17年4月1日～平成18年3月31日	0.0000円
第5期 平成18年4月1日～平成19年4月2日	0.0000円
第6期 平成19年4月3日～平成20年3月31日	0.0000円
第7期 平成20年4月1日～平成21年3月31日	0.0000円
第8期 平成21年4月1日～平成22年3月31日	0.0000円
第9期 平成22年4月1日～平成23年3月31日	0.0000円

#### 【収益率の推移】

計算期間	収益率
第1期 平成14年4月1日～平成15年3月31日	15.05%
第2期 平成15年4月1日～平成16年3月31日	0.47%
第3期 平成16年4月1日～平成17年3月31日	9.78%
第4期 平成17年4月1日～平成18年3月31日	7.48%
第5期 平成18年4月1日～平成19年4月2日	10.29%
第6期 平成19年4月3日～平成20年3月31日	0.44%
第7期 平成20年4月1日～平成21年3月31日	8.66%
第8期 平成21年4月1日～平成22年3月31日	0.12%
第9期 平成22年4月1日～平成23年3月31日	6.44%

（注）収益率 = （当期分配付き基準価額 - 前期分配落ち基準価額） ÷ 前期分配落ち基準価額 × 100  
ただし、第1期計算期間の収益率は、当初元本（1口 = 1円）を基準に算出。

## （参考情報）

## パッシブ外国債券マザーファンドの運用状況

## （1）投資状況

資産の種類	国/地域	時価合計（円）	投資比率（％）
国債証券	アメリカ	17,602,881,954	37.22
	カナダ	1,398,125,775	2.96
	ドイツ	4,548,719,207	9.62
	イタリア	4,893,641,121	10.35
	フランス	4,704,221,862	9.95
	オーストラリア	542,106,183	1.15
	イギリス	3,749,560,346	7.93
	スイス	250,488,859	0.53
	シンガポール	186,346,249	0.39
	マレーシア	266,712,125	0.56
	オランダ	1,231,887,242	2.61
	スペイン	2,169,770,335	4.59
	ベルギー	1,317,197,004	2.79
	スウェーデン	336,888,477	0.71
	ノルウェー	131,306,160	0.28
	オーストリア	897,014,350	1.90
	フィンランド	321,434,388	0.68
	デンマーク	402,641,881	0.85
	メキシコ	453,835,408	0.96
	アイルランド	312,126,181	0.66
ポーランド	434,376,953	0.92	
ポルトガル	427,160,398	0.90	
現金・預金・その他資産 （負債控除後）		710,452,021	1.50
合計（純資産総額）		47,288,894,479	100.00

## （2）投資資産

## 投資有価証券の主要銘柄（上位30銘柄）

順位	国/地域	種類	銘柄	利率 (%)	償還 年月日	通貨	額面金額  (単位： 各通貨)	簿価		評価		邦貨換算  評価額	投資 比率 (%)
								単価	簿価金額	単価	評価金額		
1	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	3.625	2020/2/15	米ドル	3,710,000	102.51	3,803,306.50	103.44	3,837,512.70	314,983,042	0.67
2	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	3.375	2019/11/15	米ドル	3,660,000	100.96	3,695,428.80	101.94	3,730,894.20	306,231,795	0.65
3	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	2.625	2014/12/31	米ドル	2,570,000	103.79	2,667,557.20	104.23	2,678,813.80	219,877,036	0.46
4	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	3.625	2019/8/15	米ドル	2,540,000	103.31	2,624,124.80	104.22	2,647,137.20	217,277,021	0.46
5	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	4.625	2016/11/15	米ドル	2,270,000	111.92	2,540,606.70	112.42	2,551,956.70	209,464,605	0.44
6	ドイツ	国債証券	BUNDESREPUB.	5.000	2012/7/4	ユーロ	1,610,000	104.54	1,683,174.50	103.97	1,673,933.10	203,834,833	0.43
7	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	2.375	2014/10/31	米ドル	2,390,000	103.03	2,462,440.90	103.48	2,473,267.60	203,005,804	0.43
8	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	1.000	2012/4/30	米ドル	2,360,000	100.73	2,377,322.40	100.74	2,377,416.80	195,138,370	0.41



9	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	3.625	2021/2/15	米ドル	2,270,000	101.71	2,308,984.58	102.20	2,320,008.10	190,426,264	0.40
10	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	3.375	2013/7/31	米ドル	2,150,000	106.01	2,279,322.50	105.94	2,277,645.50	186,949,142	0.40
11	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	4.250	2015/8/15	米ドル	2,060,000	110.23	2,270,820.40	110.48	2,275,970.40	186,811,650	0.40
12	イギリス	国債証券	UK GILT	2.750	2015/1/22	ポンド	1,280,000	101.64	1,300,992.00	102.29	1,309,260.80	179,368,729	0.38
13	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	3.125	2019/5/15	米ドル	2,160,000	99.90	2,157,969.60	100.85	2,178,381.60	178,801,561	0.38
14	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	2.375	2014/9/30	米ドル	2,090,000	103.09	2,154,643.70	103.56	2,164,445.80	177,657,711	0.38
15	ドイツ	国債証券	BUNDESREPUB.	3.500	2019/7/4	ユーロ	1,420,000	102.42	1,454,364.00	102.44	1,454,577.00	177,123,841	0.37
16	フランス	国債証券	FRENCH TREASURY NOTE	2.500	2014/1/12	ユーロ	1,440,000	100.98	1,454,190.13	100.72	1,450,296.00	176,602,543	0.37
17	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	4.250	2040/11/15	米ドル	2,200,000	94.07	2,069,716.00	96.45	2,121,966.00	174,170,969	0.37
18	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	1.375	2013/1/15	米ドル	2,090,000	101.32	2,117,755.20	101.44	2,120,033.30	174,012,333	0.37
19	イギリス	国債証券	UK GILT	5.000	2014/9/7	ポンド	1,150,000	109.74	1,262,067.50	110.02	1,265,241.50	173,338,085	0.37
20	フランス	国債証券	FRANCE O.A.T.	3.000	2015/10/25	ユーロ	1,410,000	101.05	1,424,805.00	100.74	1,420,377.60	172,959,380	0.37
21	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	4.375	2040/5/15	米ドル	2,130,000	96.14	2,047,782.00	98.61	2,100,371.70	172,398,509	0.36
22	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	0.625	2012/6/30	米ドル	2,080,000	100.28	2,085,844.80	100.38	2,087,800.00	171,366,624	0.36
23	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	2.000	2016/1/31	米ドル	2,080,000	99.46	2,068,934.40	100.22	2,084,534.40	171,098,583	0.36
24	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	0.750	2012/5/31	米ドル	2,070,000	100.45	2,079,377.10	100.50	2,080,267.20	170,748,331	0.36
25	イギリス	国債証券	UK GILT	5.000	2018/3/7	ポンド	1,110,000	111.05	1,232,655.00	112.27	1,246,208.10	170,730,509	0.36
26	イギリス	国債証券	UK GILT	5.000	2025/3/7	ポンド	1,100,000	109.37	1,203,070.00	110.98	1,220,791.00	167,248,367	0.35
27	イタリア	国債証券	BTPS	5.000	2034/8/1	ユーロ	1,460,000	92.14	1,345,317.00	93.80	1,369,407.00	166,752,690	0.35
28	イタリア	国債証券	BTPS	6.500	2027/11/1	ユーロ	1,220,000	110.04	1,342,488.00	112.19	1,368,730.20	166,670,276	0.35
29	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	11.250	2015/2/15	米ドル	1,490,000	136.84	2,038,960.70	136.23	2,029,886.60	166,613,092	0.35
30	ドイツ	国債証券	BUNDESREPUB.	4.000	2018/1/4	ユーロ	1,280,000	106.31	1,360,792.50	106.09	1,357,900.80	165,351,580	0.35

(注1) 平成23年4月28日現在のわが国の対顧客電信売買相場の仲値により邦貨換算しています。

#### 種類別投資比率

資産の種類	投資比率(%)
国債証券	98.50
合計	98.50

#### 投資不動産物件

該当事項はありません。

#### その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

（４）【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数
第1期 平成14年4月1日～平成15年3月31日	2,008,948,713	6,926,847
第2期 平成15年4月1日～平成16年3月31日	3,205,278,383	156,992,318
第3期 平成16年4月1日～平成17年3月31日	4,715,429,748	278,341,069
第4期 平成17年4月1日～平成18年3月31日	4,710,549,396	1,085,615,389
第5期 平成18年4月1日～平成19年4月2日	3,692,686,604	1,385,802,534
第6期 平成19年4月3日～平成20年3月31日	3,542,785,649	1,628,784,024
第7期 平成20年4月1日～平成21年3月31日	3,529,952,167	2,308,335,618
第8期 平成21年4月1日～平成22年3月31日	3,143,532,053	1,473,205,591
第9期 平成22年4月1日～平成23年3月31日	2,931,053,370	1,501,661,999

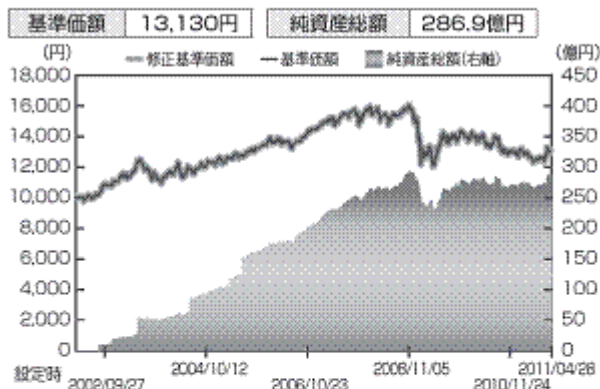
(注)本邦外における販売又は解約の実績はありません。

(参考情報)

当ファンドの交付目論見書に開示される運用実績の内容は以下のとおりです。

※過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。データは、2011年4月28日現在

## 基準価額・純資産額の推移(日次)



※基準価額は、信託報酬控除後です。

※「修正基準価額」とは、収益分配金(税引前)を分配時にファンドへ再投資したものとみなして修正した価額です。

## 分配金の推移(各時点の1万口当たり、税引前)

決算日	分配金	設定来合計
第5期(07/04/02)	0円	0円
第6期(08/03/31)	0円	
第7期(09/03/31)	0円	
第8期(10/03/31)	0円	
第9期(11/03/31)	0円	

※分配金額は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。

## 期間収益率

	過去1ヵ月	過去6ヵ月	過去1年	過去3年	設定来
ファンド	1.8%	2.8%	-5.3%	-14.7%	31.3%

※期間収益率は、「修正基準価額」の収益率です。(小数点第2位を四捨五入)

※期間収益率は、当資料作成基準日から各期間の月末営業日によって計算されています。購入時手数料、税金を考慮していません。

## 主要な資産の状況

以下、比率は当ファンドの純資産総額に対する比率です。当ファンドはマザーファンドを組み入れていますので、各比率は実質比率を記載しています。

資産の内訳	比率	通貨配分	比率	債券種別	比率	債券格付分布	比率	債券残存期間	比率
外国債券	98.5%	ユーロ	44.7%	国債証券	98.5%	AAA	76.8%	～3年	26.8%
コールローン等	1.5%	米ドル	37.3%			AA	7.4%	3～7年	33.8%
		英ポンド	7.8%			A	11.8%	7～10年	15.5%
		加ドル	3.0%			BBB	2.5%	10年～	22.5%
		豪ドル	1.2%						
		その他通貨	6.0%						

※比率には債券以外(キャッシュ)部分、為替予約等を含みます。

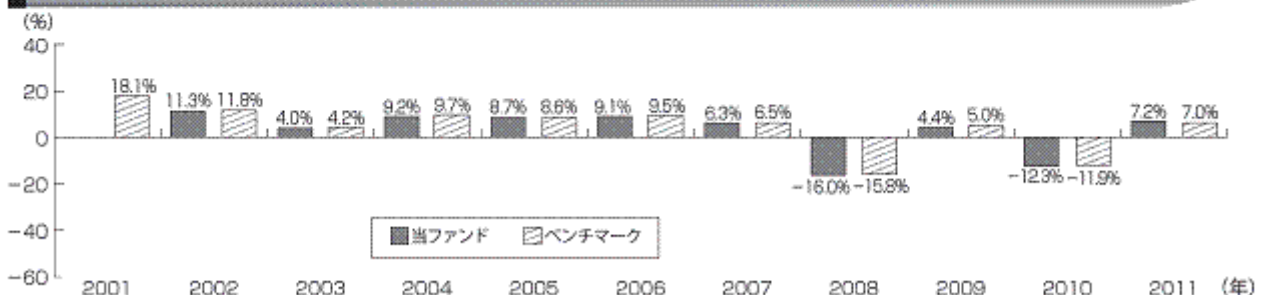
※格付は、S&PあるいはMoody'sのいずれか低い方を採用。

相上位10銘柄	種別	国/地域	通貨	利率	償還日	比率
1 US TREASURY N/B	国債	アメリカ	米ドル	3.625%	2020/02/15	0.7%
2 US TREASURY N/B	国債	アメリカ	米ドル	3.375%	2019/11/15	0.6%
3 US TREASURY N/B	国債	アメリカ	米ドル	2.625%	2014/12/31	0.5%
4 US TREASURY N/B	国債	アメリカ	米ドル	3.625%	2019/08/15	0.5%
5 US TREASURY N/B	国債	アメリカ	米ドル	4.625%	2016/11/15	0.4%
6 BUNDESREPUB	国債	ドイツ	ユーロ	5.000%	2012/07/04	0.4%
7 US TREASURY N/B	国債	アメリカ	米ドル	2.375%	2014/10/31	0.4%
8 US TREASURY N/B	国債	アメリカ	米ドル	1.000%	2012/04/30	0.4%
9 US TREASURY N/B	国債	アメリカ	米ドル	3.625%	2021/02/15	0.4%
10 US TREASURY N/B	国債	アメリカ	米ドル	3.375%	2013/07/31	0.4%

※銘柄名は略称を用いています。

※各比率は、小数点第2位を四捨五入しています。

## 年間収益率の推移(暦年ベース)



※ファンドの収益率は、税引前分配金を再投資して算出。(小数点第2位を四捨五入) ※2002年は設定時(当初元本1万口当り1万円)と2002年末までの収益率。ベンチマークも同様です。 ※2011年は年初から4月28日までの収益率。ベンチマークも同様です。 ※ベンチマーク収益率は、基準価額の前営業日の指数を用いて算出しています。 ※ベンチマークの情報はあくまで参考資料として記載しているものであり、当ファンドの運用実績ではありません。

## 第2【管理及び運営】

## 1【申込（販売）手続等】

取得申込者の制限	取得の申込みを行なうことができる投資者は、原則として、確定拠出年金法に定める加入者等の運用の指図に基づいて取得の申込みを行なう資産管理機関および国民年金基金連合会（以下、「連合会」といいます。）等に限るものとします。 上記にかかわらず、ファンド設定・維持のため委託会社もしくはその関係会社が自己の資金をもって取得する場合があります。
申込手続等	取得（購入）申込者は、販売会社において取引口座を開設のうえ、取得申込を行ないます。その際、取得申込者と販売会社との間で、累積投資契約（販売会社により異なる名称を使用することがあります。）を締結していただきます。
販売会社	販売会社（申込取扱場所および払込取扱場所）は、下記、委託会社の照会先にお問い合わせください。 〔委託会社の照会先〕 トヨタアセットマネジメント株式会社 電話番号03-5776-4760 ホームページアドレス <a href="http://www.tamco.co.jp/">http://www.tamco.co.jp/</a> 受付時間は、営業日の8時30分～11時30分、12時30分～16時30分とします。
申込時期	継続申込期間：平成23年6月23日から平成24年6月25日まで （継続申込期間は、期間終了前に委託会社が有価証券届出書を提出することにより原則として更新されます。） 原則として、販売会社の毎営業日にお申込みいただけます。 ただし、取得申込受付日がニューヨークまたはロンドンの取引所または銀行の休業日にあたる場合は、取得の申込みに応じないものとします。 申込みの受付は原則として販売会社の各営業日の午後3時までに受付けたものを当日の受付分として取り扱います。これら受付時間を過ぎてからの申込みは翌営業日の取扱いとします。 「受付けたもの」とは、販売会社での所定の手続が完了したものをいいます。
申込価額	取得申込受付日の翌営業日の販売基準価額（1万口あたり）とします。 *「販売基準価額」とは、「基準価額」に追加設定時信託財産留保額（取得申込受付日の翌営業日の基準価額の0.1%）を加えた価額です。「基準価額」とは純資産総額を計算日における受益権総口数で除して得た価額をいいます。ただし、便宜上1万口当たりで表示されます。 *ファンドの設定当初の元本は1口あたり1円です。 *収益分配金の再投資は、原則として計算期間終了日（決算日）の販売基準価額をもって行ないます。
申込単位	1円以上1円単位とします。
申込手数料	ありません。
信託財産留保額	取得申込受付日の翌営業日の基準価額に0.1%を乗じた金額です。
申込代金	前記の申込価額に取得申込口数を乗じて得た額とします。
払込期日	取得申込者は、販売会社の指定する日までに申込代金（購入代金）を販売会社に支払うものとします。 各取得申込受付日の発行価額の総額は、追加信託が行なわれる日に販売会社より委託会社の指定する口座を經由して受託会社の指定するファンドの口座に払い込まれます。

振替制度と 取得申込について	<p>取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ、当該取得申込者が受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を申し出るものとします。取得申込者が申込代金を販売会社に支払うことにより、受益権の振替を行なうための振替機関等の口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。</p> <p>販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。</p> <p>委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法の規定に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。</p> <p>振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。</p> <p>受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。</p>
その他	<p>取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、信託約款の規定に従い、委託会社の判断で取得の申込みの受け付けを中止すること、およびすでに受け付けた取得申込みの受け付けを取り消す場合があります。</p> <p>* 本書において「取引所」とは、金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。</p>

## 2【換金（解約）手続等】

解約（解約）手続	お申込（購入）された販売会社へお申出ください。
解約時期	<p>原則として、販売会社の毎営業日に解約のお申込みができます。ただし、ニューヨークまたはロンドンの取引所または銀行の休業日には、解約の申込みを受け付けないものとします。</p> <p>解約の申込の受け付けは原則として販売会社の各営業日の午後3時まで受け付けたものを当日の受付分として取り扱います。これら受付時間を過ぎてからの申込みは翌営業日の取扱いとします。</p> <p>* 信託財産の資金管理を円滑に行なうため、大口のご解約（換金）には制限を行なう場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。</p> <p>「受け付けたもの」とは、販売会社での所定の手続が完了したものをいいます。</p>
解約（換金）単位	1口単位
解約価額	解約（換金）請求受付日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に0.1%の率を乗じて得た額を解約時信託財産留保額として控除した価額（解約価額）とします。
解約手数料	ありません。
信託財産留保額	解約請求受付日の翌営業日の基準価額に0.1%を乗じた金額です。
お取り扱い額 （1万口当り）	<p>上記、解約価額となります。</p> <p>* 上記、お取り扱い額は、受益者が確定拠出年金法に規定する資産管理機関および連合会等の場合です。</p>
支払開始日	解約代金（換金代金）のお支払いは、原則として解約請求受付日から起算して5営業日目から販売会社にてお支払いします。
解約価額の 照会方法	解約価額については、お買付けいただいた販売会社にてご確認ください。販売会社は「1 申込（販売）手続等」の「販売会社」に記載の委託会社の照会先に照会することができます。

振替制度と 解約について	<p>換金の請求を受益者がするときは、原則として振替受益権をもって行なうもの とします。</p> <p>換金の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して 当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行なうのと引 き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうも のとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減 少の記載または記録が行なわれます。</p>
その他	<p>委託会社は、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停 止、その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付を中 止することおよびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受付を取消す場 合があります。</p> <p>一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以 前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者が その一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後 の最初の基準価額の計算日に解約請求を受け付けたものとし、</p>

## 3【資産管理等の概要】

## (1)【資産の評価】

基準価額の算出 方法	<p>基準価額 = 信託財産の純資産総額 ÷ 受益権総口数 便宜上、1万口あたりに換算した価額で表示します。</p> <p>「信託財産の純資産総額」とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。なお、外貨建資産の円換算については、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算するものとし、外国為替予約に基づく予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買取相場の仲値によって計算するものとし</p>
基準価額の算出 頻度	毎営業日、計算されます。
基準価額の照会 方法	<p>「基準価額」は、委託会社、各取扱販売会社・ホームページ（委託会社、投資信託協会、情報提供会社など）でご確認いただけます。</p> <p>「販売基準価額」は、委託会社、各取扱販売会社・ホームページ（委託会社）のほか、計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊 オープン基準価格欄の〔トヨタ〕の中で&lt;DC外債&gt;*に記載されている価格でご確認いただけます。</p> <p>*記載名は今後変更になることがあります。</p> <p>各取扱販売会社は「第2 管理及び運営」の「1 申込（販売）手続等」の委託会社の照会先にお問い合わせ下さい。</p>
資産の評価	<p>マザーファンドの受益証券は計算日の基準価額で評価します。</p> <p>マザーファンドに組入れられる外国の公社債は原則として、価格情報会社の提供する価額、金融商品取引業者等（証券会社など）、銀行等の提示する価額、日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）のいずれかで評価します。</p> <p>また、外貨建資産の円換算は、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値で計算されます。</p>

## (2)【保管】

受益証券の保管	当ファンドの受益権は振替受益権となっているため、受益証券は原則として発行しません。したがって、該当事項はありません。
---------	--

## (3)【信託期間】

信託期間	ファンドの信託期間は、平成14年4月1日（当初設定日）以降、無期限とします。ただし、下記「(5) その他」の「イ. 信託の終了（繰上償還）」に規定する場合には、当該信託を終了させる場合があります。
------	--

## (4)【計算期間】

計算期間	<p>原則、毎年4月1日から翌年3月31日（決算日）までとします。</p> <p>*前記にかかわらず、各計算期間終了日に該当する日が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとし、ただし、最終計算期間の終了日は「(3) 信託期間」に定める信託期間終了日とします。</p>
------	--

## (5)【その他】



イ．信託の終了 （繰上償還）	<p>（約款より引用）</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1. 委託会社は、信託期間の規定による信託終了の前に信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が30億口を下回ることとなった場合、またはこの信託契約を解約することが受益者のために有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。</li><li>2. 委託会社は、1.の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。</li><li>3. 2.の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。</li><li>4. 3.の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、1.の信託契約の解約を行いません。</li><li>5. 委託会社は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。</li><li>6. 3.から5.までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、3.の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行なうことが困難な場合には適用しません。</li><li>7. 委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。</li><li>8. 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したとき、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は「口．信託約款の変更4.」に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。</li><li>9. 委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。</li></ol>
-------------------	--

<p>ロ．信託約款の変更</p>	<p>(約款より引用)</p> <p>1. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。</p> <p>2. 委託会社は、1.の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款にかかる全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。</p> <p>3. 2.の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。</p> <p>4. 3.の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、1.の信託約款の変更を行いません。</p> <p>5. 委託会社は、この信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。</p> <p>6. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいて信託約款を変更しようとするときは、1.から5.の規定にしたがいます。</p>
<p>ハ．反対者の買取請求権</p>	<p>繰上償還または信託約款の変更（その内容が重大なもの）を行なう場合において、前記「イ．信託の終了（繰上償還）3.」または「ロ．信託約款の変更3.」の一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。</p>
<p>ニ．運用に係る報告等</p>	<p>委託会社は、「金融商品取引法」の規定に基づき計算期間終了毎に有価証券報告書を、計算期間開始後6ヶ月経過毎に半期報告書を作成します。</p> <p>「投資信託及び投資法人に関する法律」の規定に基づき決算時および償還時に、期間中の運用経過、組入証券の内容および有価証券の売買状況などを記載した運用報告書を作成し、知れている受益者に交付します。</p> <p>また、「月次レポート」を作成しております。委託会社のホームページにてご覧いただけます。</p>
<p>ホ．委託会社の事業譲渡および承継に伴う取扱い</p>	<p>委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。</p> <p>委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。</p>
<p>ヘ．受託会社の辞任および解任</p>	<p>受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は「ロ．信託約款の変更」の規定にしたがい、新受託会社を選任します。</p>
<p>ト．公告</p>	<p>委託会社が受益者に対してする公告は日本経済新聞に掲載します。</p>
<p>チ．信託財産の分別管理</p>	<p>受託会社で保管された信託財産は、信託法に基づき、受託会社固有の資産（自己の資産、預金など）とは分別されて保管することが義務付けられています。但し、投資者の資産は日々時価で管理されていますので、投資元本を保証する仕組みではありません。</p>
<p>リ．信託事務の委託</p>	<p>受託会社は、当ファンドにかかる信託事務の処理の一部について日本マスタートラスト信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託しています。その場合には、再信託にかかる契約書類に基づいて所定の事務を行いません。</p>

又、関係法人との契約の更改	委託会社と販売会社との間で締結された「募集・販売の取扱い等に関する契約」（異なる名称を使用することがあります。）の期間は締結日から1年間とし、期間満了の3ヶ月前に双方から何ら意思表示がないときは、同一条件で自動的に更新され、その後も同様とします。
---------------	---

## 4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次のとおりです。

<p>収益分配金に対する請求権</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 収益分配金は、計算期間終了日（決算日）において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に帰属します。当該受益者は、委託会社が決定した収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。</li> <li>2. 収益分配金は、累積投資契約の規定に基づき、原則として、決算日の翌営業日に収益分配金に対する税金を差し引いたうえ、再投資されます。ただし、一部解約が行なわれた場合に、当該受益権に帰属する収益分配金があるときは、原則として決算日から起算して5営業日目までに受益者へのお支払いを開始します。</li> <li>3. 再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。</li> </ol>
<p>償還金に対する請求権</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 償還金は、償還日において振替機関の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に帰属します。当該受益者は、持分に応じて償還金を請求する権利を有します。</li> <li>2. 償還金は、原則として信託終了日から起算して5営業日目までに販売会社にてお支払いを開始します。</li> <li>3. 支払開始日から10年間その支払いを請求しないとき、その権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。</li> </ol>
<p>換金（解約）請求権</p>	<p>受益者は、自己に帰属する受益権について、一部解約の実行を請求することにより当該受益権を換金する権利を有します。</p> <p>権利行使の方法については、「第2 管理及び運営 2 換金（解約）手続等」をご参照ください。</p>

### 第3【ファンドの経理状況】

1. 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。  
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
2. 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第8期計算期間（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）及び第9期計算期間（平成22年4月1日から平成23年3月31日まで）の財務諸表について、あらた監査法人による監査を受けております。

## 1【財務諸表】

## 【トヨタアセットDC外国債券インデックスファンド】

## (1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第8期 (平成22年3月31日現在)	第9期 (平成23年3月31日現在)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
コール・ローン	42,999,976	40,280,736
親投資信託受益証券	27,880,762,667	27,928,187,524
未収入金	10,378,998	4,974,809
未収利息	82	66
流動資産合計	27,934,141,723	27,973,443,135
資産合計	27,934,141,723	27,973,443,135
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払解約金	19,244,878	11,679,981
未払受託者報酬	7,027,138	6,911,756
未払委託者報酬	25,957,318	25,531,138
その他未払費用	716,994	705,217
流動負債合計	52,946,328	44,828,092
負債合計	52,946,328	44,828,092
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	20,225,159,323	21,654,550,694
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金( )	7,656,036,072	6,274,064,349
(分配準備積立金)	5,459,031,056	5,996,902,002
元本等合計	27,881,195,395	27,928,615,043
純資産合計	27,881,195,395	27,928,615,043
負債純資産合計	27,934,141,723	27,973,443,135

## (2)【損益及び剰余金計算書】

(単位:円)

	第8期	第9期
	自平成21年4月1日 至平成22年3月31日	自平成22年4月1日 至平成23年3月31日
<b>営業収益</b>		
受取利息	6,849	4,684
有価証券売買等損益	14,607,432	1,717,637,564
営業収益合計	14,614,281	1,717,632,880
<b>営業費用</b>		
受託者報酬	13,901,370	13,881,514
委託者報酬	51,349,818	51,276,521
その他費用	1,418,381	1,416,352
営業費用合計	66,669,569	66,574,387
営業損失( )	52,055,288	1,784,207,267
経常損失( )	52,055,288	1,784,207,267
当期純損失( )	52,055,288	1,784,207,267
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額( )	10,217,326	119,299,108
期首剰余金又は期首欠損金( )	7,052,809,765	7,656,036,072
剰余金増加額又は欠損金減少額	1,225,494,636	842,312,387
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	1,225,494,636	842,312,387
剰余金減少額又は欠損金増加額	559,995,715	559,375,951
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	559,995,715	559,375,951
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金( )	7,656,036,072	6,274,064,349

## &lt;参考&gt;

当ファンドは「パッシブ外国債券マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同ファンドの受益証券であります。

なお、同ファンドの状況は次の通りであります。

## 「パッシブ外国債券マザーファンド」の状況

以下に記載した情報は監査の対象外であります。

## 貸借対照表

（単位：円）

科目	対象年月日	注記 番号	[平成22年3月31日現在]	[平成23年3月31日現在]
			金額	金額
資産の部				
流動資産				
預金			167,007,177	136,428,952
コール・ローン			170,555,700	158,626,181
国債証券			47,001,406,123	45,561,728,923
派生商品評価勘定			290,514	1,425,234
未収入金			1,332,652,508	760,575,259
未収利息			630,257,386	568,210,814
前払費用			25,924,551	29,376,029
流動資産合計			49,328,093,959	47,216,371,392
資産合計			49,328,093,959	47,216,371,392
負債の部				
流動負債				
派生商品評価勘定			332,055	498,081
未払金			1,551,525,343	942,829,399
未払解約金			12,165,076	5,814,505
流動負債合計			1,564,022,474	949,141,985
負債合計			1,564,022,474	949,141,985
純資産の部				
元本等				
元本		1	25,895,031,198	26,750,499,819
剰余金				
剰余金又は欠損金( )			21,869,040,287	19,516,729,588
剰余金合計			21,869,040,287	19,516,729,588
元本等合計			47,764,071,485	46,267,229,407
純資産合計			47,764,071,485	46,267,229,407
負債純資産合計			49,328,093,959	47,216,371,392

(注)「パッシブ外国債券マザーファンド」の計算期間は、原則として、毎年3月11日から翌年3月10日までであり、当ファンドの計算期間とは異なります。上記の貸借対照表は、平成22年3月31日および平成23年3月31日における当該親投資信託の状況であります。



## 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

対象年月日 項目	自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日	自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券 個別法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（但し、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額又は日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）等で評価しております。	国債証券 同左
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として計算期間末日の対顧客先物売買相場において為替予約の受渡日の仲値が発表されている場合には当該仲値、受渡日の仲値が発表されていない場合には発表されている受渡日に最も近い前後二つの日の仲値をもとに計算しております。	為替予約取引 同左
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。	外貨建取引等の処理基準 同左

## （追加情報）

自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日	自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日
当計算期間より、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 平成20年3月10日）及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日）を適用しております。	-

## （貸借対照表に関する注記）

項目	対象年月日	[平成22年 3月31日現在]	[平成23年3月31日現在]
1. 本報告書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額		24,592,195,037円	25,895,031,198円
同期中における追加設定元本額		2,457,807,009円	2,578,209,387円
同期中における解約元本額		1,154,970,848円	1,722,740,766円
同期末における元本の内訳			
パッシブ外国債券ファンド （非課税適格機関投資家専用私募）		10,322,187,320円	10,243,749,563円
トヨタアセットDC外国債券 インデックスファンド		15,115,620,855円	16,147,194,452円
トヨタアセット外国債券インデックス ファンドVA（適格機関投資家専用）		20,250,085円	16,222,080円
T Aスマート・インカムファンド （毎月分配型）		436,972,938円	343,333,724円
計		25,895,031,198円	26,750,499,819円
2. 本報告書における開示対象ファンドの期末における受益権の総数		25,895,031,198口	26,750,499,819口

## (金融商品に関する注記)

## .金融商品の状況に関する事項

	自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日	自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日
1. 金融商品 に対する 取組方針	当該親投資信託は、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行なっております。	同左
2. 金融商品 の内容及 びそのリ スク	<p>当該親投資信託が保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。</p> <p>当該親投資信託が保有する有価証券は国債証券であり、価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク等の市場リスク、信用リスク、流動性リスク、及びカントリーリスクに晒されております。</p> <p>また、デリバティブ取引は、外貨建有価証券の決済または解約金等に対する円の手当てを目的として、受渡までの期間が短い為替予約取引を利用しております。これらの取引には、為替相場が変動することによって発生するリスク及び取引相手方の債務不履行によるリスクを有しておりますが、当該親投資信託の為替取引の受渡期間がごく短いため、リスクは限定的と考えております。</p>	同左
3. 金融商品 に係るリ スク管理 体制	委託会社においてはコンプライアンス委員会を設け、運用に係る投資ガイドライン及び信託約款、法令等の遵守状況について報告・審議がなされ、その結果を運用関連部署へフィードバックすることで、ファンドの健全な運用の実現に寄与しています。また、運用評価委員会を設け、運用パフォーマンス及びリスク分析を行ない、その状況について審査・検討がなされ、運用関連部署へフィードバックされることで、透明性の高い適正な運用の実現に寄与しています。	同左

## 金融商品の時価等に関する事項

	[平成22年3月31日現在]	[平成23年3月31日現在]
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2. 金融商品の時価の算定方法	<p>(1) 有価証券 「注記表（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。</p> <p>(2) デリバティブ取引 「注記表（デリバティブ取引等に関する注記）」に記載しております。</p> <p>(3) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。</p>	同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	<p>金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。</p> <p>また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。</p>	同左

## (有価証券に関する注記)

## 売買目的有価証券

種類	[平成22年3月31日現在]
	当計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
国債証券	101,116,974
合計	101,116,974

(注) 当計算期間の損益に含まれた評価差額は、パッシブ外国債券マザーファンドの期首から本報告書における開示対象ファンドの期末までの期間に対応するものです。

種類	[平成23年3月31日現在]
	当計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
国債証券	61,142,936
合計	61,142,936

(注) 当計算期間の損益に含まれた評価差額は、パッシブ外国債券マザーファンドの期首から本報告書における開示対象ファンドの期末までの期間に対応するものです。

（デリバティブ取引等に関する注記）

1.ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引  
通貨関連

（単位：円）

区分	種類	（平成22年3月31日現在）			
		契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引 買建				
	米ドル	659,000,000	-	659,212,581	212,581
	カナダドル	2,000,000	-	2,002,233	2,233
	デンマーククローネ	7,000,000	-	7,001,670	1,670
	オーストラリアドル	13,000,000	-	12,974,968	25,032
	シンガポールドル	2,000,000	-	2,001,779	1,779
	売建				
	ユーロ	401,000,000	-	401,274,348	274,348
	英ポンド	101,000,000	-	100,927,749	72,251
	スイスフラン	5,000,000	-	5,005,332	5,332
	スウェーデンクローネ	35,000,000	-	35,027,343	27,343
	合計	1,225,000,000	-	1,225,428,003	41,541

（単位：円）

区分	種類	（平成23年3月31日現在）			
		契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引 買建				
	カナダドル	9,000,000	-	9,015,726	15,726
	メキシコペソ	8,000,000	-	7,977,616	22,384
	ユーロ	275,000,000	-	276,165,745	1,165,745
	スウェーデンクローネ	13,000,000	-	13,046,793	46,793
	ノルウェークローネ	6,000,000	-	6,028,060	28,060
	ポーランドズロチ	11,000,000	-	11,041,783	41,783
	オーストラリアドル	24,000,000	-	24,119,292	119,292
	シンガポールドル	3,000,000	-	3,005,234	5,234
	マレーシアリングット	8,932,644	-	8,935,245	2,601
	売建				
	米ドル	131,000,000	-	131,141,962	141,962
	英ポンド	91,000,000	-	91,333,735	333,735
合計	579,932,644	-	581,811,191	927,153	

注) 1. 時価の算定方法

(1) 計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・ 計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算しております。
- ・ 計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値を用いております。

(2) 計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。

2. 換算において円未満の端数は切り捨てております。

3. 契約額等及び時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。

## 2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

(平成22年3月31日現在)  
該当事項はありません。

(平成23年3月31日現在)  
該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

(自平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)  
該当事項はありません。

(自平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)  
該当事項はありません。

(1口当たり情報)

[平成22年3月31日現在]		[平成23年3月31日現在]	
1口当たり純資産額	1.8445円	1口当たり純資産額	1.7296円
(1万口当たり純資産額)	18,445円)	(1万口当たり純資産額)	17,296円)

## 附属明細表

### 第1 有価証券明細表

株式

該当事項はありません。

## 株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
国債 証券	米ドル	US TREASURY N/B	1,440,000.00	1,499,616.00	
		US TREASURY N/B	1,340,000.00	1,348,790.40	
		US TREASURY N/B	900,000.00	909,558.00	
		US TREASURY N/B	1,840,000.00	1,922,505.60	
		US TREASURY N/B	2,360,000.00	2,376,213.20	
		US TREASURY N/B	1,420,000.00	1,435,520.60	
		US TREASURY N/B	1,290,000.00	1,355,299.80	
		US TREASURY N/B	2,070,000.00	2,078,404.20	
		US TREASURY N/B	890,000.00	905,708.50	
		US TREASURY N/B	70,000.00	73,882.20	
		US TREASURY N/B	2,080,000.00	2,084,867.20	
		US TREASURY N/B	910,000.00	922,612.60	
		US TREASURY N/B	1,250,000.00	1,318,937.50	
		US TREASURY N/B	500,000.00	501,015.00	
		US TREASURY N/B	600,000.00	631,872.00	
		US TREASURY N/B	920,000.00	935,667.60	
		US TREASURY N/B	1,200,000.00	1,260,936.00	
		US TREASURY N/B	1,980,000.00	1,976,277.60	
		US TREASURY N/B	1,270,000.00	1,285,278.10	
		US TREASURY N/B	450,000.00	474,750.00	
		US TREASURY N/B	1,120,000.00	1,116,841.60	
		US TREASURY N/B	1,110,000.00	1,123,353.30	
		US TREASURY N/B	1,310,000.00	1,377,949.70	
		US TREASURY N/B	1,000,000.00	996,400.00	
		US TREASURY N/B	930,000.00	980,712.90	
		US TREASURY N/B	840,000.00	850,105.20	
		US TREASURY N/B	1,410,000.00	1,474,761.30	
		US TREASURY N/B	1,500,000.00	1,496,475.00	
		US TREASURY N/B	1,410,000.00	1,420,786.50	
		US TREASURY N/B	1,050,000.00	1,104,138.00	
		US TREASURY N/B	1,300,000.00	1,298,570.00	
		US TREASURY N/B	2,090,000.00	2,114,473.90	
		US TREASURY N/B	180,000.00	187,200.00	
		US TREASURY N/B	480,000.00	479,020.80	
		US TREASURY N/B	1,060,000.00	1,122,762.60	
		US TREASURY N/B	1,520,000.00	1,537,799.20	
		US TREASURY N/B	200,000.00	207,592.00	
		US TREASURY N/B	1,290,000.00	1,286,362.20	
		US TREASURY N/B	1,150,000.00	1,163,110.00	
		US TREASURY N/B	870,000.00	899,762.70	
		US TREASURY N/B	1,830,000.00	1,864,312.50	
		US TREASURY N/B	910,000.00	953,643.60	
US TREASURY N/B	1,720,000.00	1,820,499.60			
US TREASURY N/B	1,330,000.00	1,344,124.60			
US TREASURY N/B	200,000.00	211,436.00			
US TREASURY N/B	1,260,000.00	1,266,098.40			
US TREASURY N/B	760,000.00	801,914.00			
US TREASURY N/B	1,070,000.00	1,071,669.20			
US TREASURY N/B	2,150,000.00	2,271,604.00			
US TREASURY N/B	2,140,000.00	2,305,507.60			

US TREASURY N/B	630,000.00	626,749.20	
US TREASURY N/B	250,000.00	262,927.50	
US TREASURY N/B	260,000.00	258,333.40	
US TREASURY N/B	1,800,000.00	1,893,654.00	
US TREASURY N/B	1,120,000.00	1,104,420.80	
US TREASURY N/B	400,000.00	417,312.00	
US TREASURY N/B	1,440,000.00	1,559,462.40	
US TREASURY N/B	1,010,000.00	994,688.40	
US TREASURY N/B	710,000.00	726,415.20	
US TREASURY N/B	290,000.00	287,053.60	
US TREASURY N/B	1,850,000.00	1,867,334.50	
US TREASURY N/B	870,000.00	865,989.30	
US TREASURY N/B	1,130,000.00	1,147,831.40	
US TREASURY N/B	620,000.00	669,885.20	
US TREASURY N/B	850,000.00	850,527.00	
US TREASURY N/B	590,000.00	600,968.10	
US TREASURY N/B	250,000.00	249,960.00	
US TREASURY N/B	1,470,000.00	1,491,123.90	
US TREASURY N/B	1,440,000.00	1,465,200.00	
US TREASURY N/B	80,000.00	88,549.60	
US TREASURY N/B	1,220,000.00	1,254,501.60	
US TREASURY N/B	1,210,000.00	1,257,831.30	
US TREASURY N/B	920,000.00	955,935.20	
US TREASURY N/B	1,330,000.00	1,454,887.00	
US TREASURY N/B	1,260,000.00	1,297,598.40	
US TREASURY N/B	2,090,000.00	2,151,383.30	
US TREASURY N/B	2,390,000.00	2,457,947.70	
US TREASURY N/B	1,240,000.00	1,359,151.60	
US TREASURY N/B	1,670,000.00	1,701,312.50	
US TREASURY N/B	2,570,000.00	2,662,340.10	
US TREASURY N/B	920,000.00	939,550.00	
US TREASURY N/B	1,490,000.00	2,027,085.40	
US TREASURY N/B	1,010,000.00	1,097,738.70	
US TREASURY N/B	1,340,000.00	1,373,701.00	
US TREASURY N/B	1,340,000.00	1,378,940.40	
US TREASURY N/B	1,310,000.00	1,346,431.10	
US TREASURY N/B	1,070,000.00	1,168,632.60	
US TREASURY N/B	1,460,000.00	1,476,877.60	
US TREASURY N/B	1,700,000.00	1,700,000.00	
US TREASURY N/B	510,000.00	506,491.20	
US TREASURY N/B	2,060,000.00	2,264,372.60	
US TREASURY N/B	1,330,000.00	1,290,100.00	
US TREASURY N/B	1,110,000.00	1,074,091.50	
US TREASURY N/B	330,000.00	318,601.80	
US TREASURY N/B	700,000.00	777,217.00	
US TREASURY N/B	2,040,000.00	1,976,882.40	
US TREASURY N/B	860,000.00	861,075.00	
US TREASURY N/B	2,080,000.00	2,067,000.00	
US TREASURY N/B	880,000.00	977,204.80	
US TREASURY N/B	920,000.00	939,402.80	
US TREASURY N/B	850,000.00	847,875.00	
US TREASURY N/B	340,000.00	342,655.40	



US TREASURY N/B	340,000.00	346,266.20	
US TREASURY N/B	1,000,000.00	1,244,370.00	
US TREASURY N/B	650,000.00	741,299.00	
US TREASURY N/B	540,000.00	565,984.80	
US TREASURY N/B	910,000.00	952,797.30	
US TREASURY N/B	350,000.00	366,131.50	
US TREASURY N/B	410,000.00	463,168.80	
US TREASURY N/B	900,000.00	928,827.00	
US TREASURY N/B	1,210,000.00	1,247,425.30	
US TREASURY N/B	1,020,000.00	1,056,648.60	
US TREASURY N/B	2,270,000.00	2,533,161.10	
US TREASURY N/B	10,000.00	12,682.80	
US TREASURY N/B	1,580,000.00	1,603,700.00	
US TREASURY N/B	830,000.00	863,457.30	
US TREASURY N/B	1,090,000.00	1,125,762.90	
US TREASURY N/B	1,070,000.00	1,193,884.60	
US TREASURY N/B	1,340,000.00	1,372,655.80	
US TREASURY N/B	1,780,000.00	1,846,465.20	
US TREASURY N/B	1,520,000.00	1,564,171.20	
US TREASURY N/B	960,000.00	1,298,620.80	
US TREASURY N/B	80,000.00	88,674.40	
US TREASURY N/B	1,710,000.00	1,721,217.60	
US TREASURY N/B	1,270,000.00	1,257,884.20	
US TREASURY N/B	1,780,000.00	1,747,176.80	
US TREASURY N/B	360,000.00	492,580.80	
US TREASURY N/B	570,000.00	640,087.20	
US TREASURY N/B	500,000.00	474,840.00	
US TREASURY N/B	1,120,000.00	1,061,020.80	
US TREASURY N/B	270,000.00	255,360.60	
US TREASURY N/B	590,000.00	644,203.30	
US TREASURY N/B	500,000.00	483,670.00	
US TREASURY N/B	250,000.00	249,177.50	
US TREASURY N/B	1,300,000.00	1,283,750.00	
US TREASURY N/B	810,000.00	844,425.00	
US TREASURY N/B	250,000.00	248,515.00	
US TREASURY N/B	720,000.00	766,684.80	
US TREASURY N/B	1,650,000.00	1,768,074.00	
US TREASURY N/B	1,610,000.00	1,693,768.30	
US TREASURY N/B	200,000.00	283,530.00	
US TREASURY N/B	1,610,000.00	1,574,515.60	
US TREASURY N/B	2,160,000.00	2,162,354.40	
US TREASURY N/B	680,000.00	935,000.00	
US TREASURY N/B	2,540,000.00	2,628,087.20	
US TREASURY N/B	3,660,000.00	3,704,286.00	
US TREASURY N/B	3,710,000.00	3,813,731.60	
US TREASURY N/B	1,460,000.00	1,481,213.80	
US TREASURY N/B	1,280,000.00	1,846,592.00	
US TREASURY N/B	1,440,000.00	1,352,361.60	
US TREASURY N/B	1,650,000.00	1,541,710.50	
US TREASURY N/B	270,000.00	372,346.20	
US TREASURY N/B	1,320,000.00	1,340,407.20	
US TREASURY N/B	470,000.00	659,466.40	

	US TREASURY N/B	210,000.00	295,507.80	
	US TREASURY N/B	390,000.00	545,450.10	
	US TREASURY N/B	550,000.00	735,966.00	
	US TREASURY N/B	570,000.00	757,387.50	
	US TREASURY N/B	300,000.00	373,218.00	
	US TREASURY N/B	330,000.00	456,274.50	
	US TREASURY N/B	240,000.00	335,736.00	
	US TREASURY N/B	400,000.00	527,500.00	
	US TREASURY N/B	470,000.00	573,470.50	
	US TREASURY N/B	430,000.00	563,364.50	
	US TREASURY N/B	470,000.00	601,891.40	
	US TREASURY N/B	560,000.00	726,600.00	
	US TREASURY N/B	570,000.00	723,364.20	
	US TREASURY N/B	320,000.00	396,249.60	
	US TREASURY N/B	230,000.00	266,871.30	
	US TREASURY N/B	210,000.00	236,871.60	
	US TREASURY N/B	340,000.00	383,666.20	
	US TREASURY N/B	340,000.00	423,031.40	
	US TREASURY N/B	710,000.00	896,928.80	
	US TREASURY N/B	550,000.00	630,437.50	
	US TREASURY N/B	1,110,000.00	1,121,266.50	
	US TREASURY N/B	510,000.00	534,061.80	
	US TREASURY N/B	1,220,000.00	1,326,176.60	
	US TREASURY N/B	1,100,000.00	1,082,125.00	
	US TREASURY N/B	820,000.00	822,943.80	
	US TREASURY N/B	1,190,000.00	998,481.40	
	US TREASURY N/B	1,980,000.00	1,900,166.40	
	US TREASURY N/B	890,000.00	890,133.50	
	US TREASURY N/B	1,210,000.00	1,184,469.00	
	US TREASURY N/B	1,350,000.00	1,377,621.00	
	US TREASURY N/B	2,130,000.00	2,083,054.80	
	US TREASURY N/B	1,680,000.00	1,504,372.80	
	US TREASURY N/B	2,200,000.00	2,104,762.00	
	US TREASURY N/B	1,380,000.00	1,435,407.00	
米ドル計	銘柄数：188	203,110,000.00	211,738,920.50	
	邦貨換算額		(17,606,091,239)	
	組入時価比率：38.1%		38.6%	
カナダドル	CANADA GOV'T	390,000.00	407,140.50	
	CANADA GOV'T	290,000.00	297,714.00	
	CANADA GOV'T	290,000.00	290,156.60	
	CANADA GOV'T	670,000.00	673,946.30	
	CANADA GOV'T	730,000.00	727,861.10	
	CANADA GOV'T	760,000.00	759,612.40	
	CANADA GOV'T	550,000.00	589,556.00	
	CANADA GOV'T	470,000.00	486,412.40	
	CANADA GOV'T	350,000.00	354,494.00	
	CANADA GOV'T	600,000.00	597,732.00	
	CANADA GOV'T	520,000.00	564,298.80	
	CANADA GOV'T	560,000.00	573,445.60	
	CANADA GOV'T	540,000.00	533,120.40	
	CANADA GOV'T	520,000.00	561,199.60	
	CANADA GOV'T	370,000.00	370,096.20	

	CANADA GOV'T	540,000.00	548,991.00	
	CANADA GOV'T	420,000.00	446,170.20	
	CANADA GOV'T	390,000.00	376,662.00	
	CANADA GOV'T	570,000.00	605,778.90	
	CANADA GOV'T	580,000.00	625,843.20	
	CANADA GOV'T	480,000.00	499,996.80	
	CANADA GOV'T	470,000.00	477,764.40	
	CANADA GOV'T	440,000.00	434,838.80	
	CANADA GOV'T	270,000.00	389,785.50	
	CANADA GOV'T	250,000.00	400,087.50	
	CANADA GOV'T	280,000.00	428,825.60	
	CANADA GOV'T	500,000.00	635,070.00	
	CANADA GOV'T	420,000.00	545,907.60	
	CANADA GOV'T	980,000.00	1,179,361.40	
	CANADA GOV'T	490,000.00	514,661.70	
カナダドル計	銘柄数：30	14,690,000.00	15,896,530.50	
	邦貨換算額		(1,361,696,802)	
	組入時価比率：2.9%		3.0%	
メキシコペソ	MEXICAN BONOS	4,860,000.00	5,005,994.40	
	MEXICAN BONOS	4,980,000.00	5,264,457.60	
	MEXICAN BONOS	3,480,000.00	3,700,806.00	
	MEXICAN BONOS	3,980,000.00	4,163,279.00	
	MEXICAN BONOS	3,080,000.00	3,128,571.60	
	MEXICAN BONOS	2,480,000.00	2,714,012.80	
	MEXICAN BONOS	2,140,000.00	2,077,940.00	
	MEXICAN BONOS	3,310,000.00	3,453,753.30	
	MEXICAN BONOS	2,470,000.00	2,495,688.00	
	MEXICAN BONOS	2,910,000.00	2,999,220.60	
	MEXICAN BONOS	2,240,000.00	2,400,361.60	
	MEXICAN BONOS	3,560,000.00	3,675,878.00	
	MEXICAN BONOS	1,740,000.00	1,602,209.40	
	MEXICAN BONOS	3,010,000.00	3,058,882.40	
	MEXICAN BONOS	2,370,000.00	2,797,405.80	
	MEXICAN BONOS	3,400,000.00	3,210,620.00	
	MEXICAN BONOS	2,680,000.00	2,741,559.60	
	MEXICAN BONOS	3,310,000.00	3,832,582.80	
	MEXICAN BONOS	2,950,000.00	2,932,329.50	
メキシコペソ計	銘柄数：19	58,950,000.00	61,255,552.40	
	邦貨換算額		(426,338,644)	
	組入時価比率：0.9%		0.9%	
ユーロ	BELGIAN	460,000.00	480,539.00	
	BELGIAN	460,000.00	505,517.00	
	BELGIAN	490,000.00	506,905.00	
	BELGIAN	660,000.00	687,885.00	
	BELGIAN	470,000.00	486,614.50	
	BELGIAN	600,000.00	625,170.00	
	BELGIAN	630,000.00	742,707.00	
	BELGIAN	140,000.00	141,659.00	
	BELGIAN	440,000.00	447,436.00	
	BELGIAN	360,000.00	347,778.00	
	BELGIAN	720,000.00	706,716.00	
	BELGIAN	450,000.00	456,165.00	

BELGIAN	130,000.00	127,829.00	
BELGIAN	350,000.00	383,617.50	
BELGIAN	450,000.00	454,050.00	
BELGIAN	400,000.00	400,340.00	
BELGIAN	820,000.00	794,047.00	
BELGIAN	240,000.00	239,784.00	
BELGIAN	550,000.00	538,505.00	
BELGIAN	720,000.00	802,080.00	
BELGIAN	620,000.00	656,456.00	
BELGIAN	200,000.00	187,800.00	
BTPS	850,000.00	867,170.00	
BTPS	800,000.00	803,160.00	
BTPS	870,000.00	893,881.50	
BTPS	900,000.00	893,070.00	
BTPS	840,000.00	871,668.00	
BTPS	930,000.00	956,737.50	
BTPS	810,000.00	795,379.50	
BTPS	860,000.00	885,026.00	
BTPS	670,000.00	656,064.00	
BTPS	980,000.00	995,680.00	
BTPS	1,120,000.00	1,125,432.00	
BTPS	1,240,000.00	1,272,860.00	
BTPS	880,000.00	901,120.00	
BTPS	730,000.00	712,516.50	
BTPS	580,000.00	564,398.00	
BTPS	1,070,000.00	1,073,263.50	
BTPS	870,000.00	841,072.50	
BTPS	1,320,000.00	1,314,984.00	
BTPS	1,080,000.00	1,080,918.00	
BTPS	920,000.00	975,660.00	
BTPS	1,010,000.00	1,025,655.00	
BTPS	920,000.00	930,764.00	
BTPS	1,100,000.00	1,089,990.00	
BTPS	1,020,000.00	1,025,151.00	
BTPS	930,000.00	915,910.50	
BTPS	1,010,000.00	1,007,778.00	
BTPS	910,000.00	888,296.50	
BTPS	970,000.00	923,052.00	
BTPS	860,000.00	794,210.00	
BTPS	820,000.00	757,639.00	
BTPS	120,000.00	119,352.00	
BTPS	1,200,000.00	1,176,360.00	
BTPS	840,000.00	1,141,434.00	
BTPS	630,000.00	621,810.00	
BTPS	470,000.00	436,771.00	
BTPS	510,000.00	614,295.00	
BTPS	1,220,000.00	1,368,474.00	
BTPS	1,280,000.00	1,266,240.00	
BTPS	750,000.00	796,237.50	
BTPS	1,200,000.00	1,236,360.00	
BTPS	1,460,000.00	1,369,480.00	
BTPS	1,080,000.00	869,562.00	

BTPS	900,000.00	832,365.00	
BTPS	420,000.00	386,883.00	
BUNDESobligation	930,000.00	955,203.00	
BUNDESobligation	720,000.00	748,656.00	
BUNDESobligation	1,050,000.00	1,086,435.00	
BUNDESobligation	540,000.00	567,594.00	
BUNDESobligation	650,000.00	654,127.50	
BUNDESobligation	1,040,000.00	1,050,088.00	
BUNDESobligation	970,000.00	975,383.50	
BUNDESobligation	660,000.00	656,568.00	
BUNDESobligation	830,000.00	802,776.00	
BUNDESobligation	410,000.00	397,987.00	
BUNDESREPUB.	1,610,000.00	1,679,954.50	
BUNDESREPUB.	780,000.00	818,064.00	
BUNDESREPUB.	880,000.00	917,004.00	
BUNDESREPUB.	970,000.00	1,027,860.50	
BUNDESREPUB.	1,080,000.00	1,150,146.00	
BUNDESREPUB.	1,000,000.00	1,051,150.00	
BUNDESREPUB.	920,000.00	949,486.00	
BUNDESREPUB.	1,040,000.00	1,081,444.00	
BUNDESREPUB.	410,000.00	473,755.00	
BUNDESREPUB.	660,000.00	700,887.00	
BUNDESREPUB.	820,000.00	859,729.00	
BUNDESREPUB.	750,000.00	806,400.00	
BUNDESREPUB.	1,280,000.00	1,357,120.00	
BUNDESREPUB.	900,000.00	968,040.00	
BUNDESREPUB.	1,030,000.00	1,072,436.00	
BUNDESREPUB.	1,420,000.00	1,450,175.00	
BUNDESREPUB.	630,000.00	629,559.00	
BUNDESREPUB.	920,000.00	897,782.00	
BUNDESREPUB.	920,000.00	843,318.00	
BUNDESREPUB.	930,000.00	865,830.00	
BUNDESREPUB.	520,000.00	660,218.00	
BUNDESREPUB.	450,000.00	596,227.50	
BUNDESREPUB.	410,000.00	500,200.00	
BUNDESREPUB.	580,000.00	646,468.00	
BUNDESREPUB.	500,000.00	660,850.00	
BUNDESREPUB.	830,000.00	1,013,845.00	
BUNDESREPUB.	830,000.00	938,439.50	
BUNDESREPUB.	810,000.00	828,346.50	
BUNDESREPUB.	910,000.00	977,158.00	
BUNDESREPUB.	770,000.00	894,740.00	
BUNDESREPUB.	90,000.00	81,180.00	
BUNDESSCHATZANW	110,000.00	108,806.50	
BUNDESSCHATZANW	510,000.00	504,135.00	
BUNDESSCHATZANW	1,000,000.00	988,900.00	
BUNDESSCHATZANW	610,000.00	607,011.00	
FINNISH GOV'T	210,000.00	217,791.00	
FINNISH GOV'T	360,000.00	387,090.00	
FINNISH GOV'T	260,000.00	267,059.00	
FINNISH GOV'T	200,000.00	213,040.00	
FINNISH GOV'T	250,000.00	237,462.50	

FINNISH GOV'T	220,000.00	229,119.00	
FINNISH GOV'T	270,000.00	287,712.00	
FINNISH GOV'T	300,000.00	295,965.00	
FINNISH GOV'T	160,000.00	158,016.00	
FINNISH GOV'T	230,000.00	233,611.00	
FRANCE O.A.T.	630,000.00	653,719.50	
FRANCE O.A.T.	700,000.00	732,830.00	
FRANCE O.A.T.	480,000.00	534,744.00	
FRANCE O.A.T.	1,080,000.00	1,125,468.00	
FRANCE O.A.T.	1,010,000.00	1,058,177.00	
FRANCE O.A.T.	820,000.00	861,451.00	
FRANCE O.A.T.	1,040,000.00	1,094,288.00	
FRANCE O.A.T.	960,000.00	991,632.00	
FRANCE O.A.T.	1,410,000.00	1,422,478.50	
FRANCE O.A.T.	1,290,000.00	1,309,027.50	
FRANCE O.A.T.	1,080,000.00	1,187,838.00	
FRANCE O.A.T.	970,000.00	1,002,640.50	
FRANCE O.A.T.	1,020,000.00	1,081,149.00	
FRANCE O.A.T.	730,000.00	761,536.00	
FRANCE O.A.T.	1,010,000.00	1,067,317.50	
FRANCE O.A.T.	1,080,000.00	1,138,914.00	
FRANCE O.A.T.	780,000.00	1,067,586.00	
FRANCE O.A.T.	870,000.00	883,050.00	
FRANCE O.A.T.	1,040,000.00	1,031,576.00	
FRANCE O.A.T.	1,130,000.00	1,023,215.00	
FRANCE O.A.T.	1,280,000.00	1,284,224.00	
FRANCE O.A.T.	520,000.00	757,562.00	
FRANCE O.A.T.	1,160,000.00	1,204,486.00	
FRANCE O.A.T.	740,000.00	906,204.00	
FRANCE O.A.T.	980,000.00	921,396.00	
FRANCE O.A.T.	810,000.00	952,762.50	
FRANCE O.A.T.	940,000.00	1,153,239.00	
FRANCE O.A.T.	830,000.00	901,836.50	
FRANCE O.A.T.	810,000.00	787,198.50	
FRANCE O.A.T.	650,000.00	683,995.00	
FRANCE O.A.T.	910,000.00	873,645.50	
FRANCE O.A.T.	200,000.00	191,850.00	
FRENCH TREASURY NOTE	900,000.00	933,930.00	
FRENCH TREASURY NOTE	1,280,000.00	1,264,192.00	
FRENCH TREASURY NOTE	770,000.00	796,372.50	
FRENCH TREASURY NOTE	730,000.00	770,624.50	
FRENCH TREASURY NOTE	1,440,000.00	1,452,744.00	
FRENCH TREASURY NOTE	1,030,000.00	1,050,651.50	
FRENCH TREASURY NOTE	720,000.00	718,668.00	
FRENCH TREASURY NOTE	800,000.00	777,000.00	
FRENCH TREASURY NOTE	510,000.00	494,827.50	
IRISH GOV'T	360,000.00	331,002.00	
IRISH GOV'T	400,000.00	340,260.00	
IRISH GOV'T	470,000.00	361,900.00	
IRISH GOV'T	320,000.00	229,200.00	
IRISH GOV'T	380,000.00	265,183.00	
IRISH GOV'T	380,000.00	290,149.00	

IRISH GOV'T	470,000.00	320,892.50	
IRISH GOV'T	390,000.00	271,440.00	
IRISH GOV'T	360,000.00	244,728.00	
NETHERLANDS	710,000.00	741,204.50	
NETHERLANDS	530,000.00	530,132.50	
NETHERLANDS	660,000.00	693,891.00	
NETHERLANDS	400,000.00	387,920.00	
NETHERLANDS	700,000.00	732,200.00	
NETHERLANDS	660,000.00	666,600.00	
NETHERLANDS	510,000.00	523,387.50	
NETHERLANDS	700,000.00	737,695.00	
NETHERLANDS	540,000.00	582,012.00	
NETHERLANDS	550,000.00	575,135.00	
NETHERLANDS	550,000.00	573,127.50	
NETHERLANDS	760,000.00	759,164.00	
NETHERLANDS	300,000.00	290,460.00	
NETHERLANDS	380,000.00	518,776.00	
NETHERLANDS	310,000.00	311,767.00	
NETHERLANDS	260,000.00	311,662.00	
NETHERLANDS	670,000.00	680,787.00	
NETHERLANDS	370,000.00	361,638.00	
PORTUGUESE	360,000.00	356,796.00	
PORTUGUESE	430,000.00	405,769.50	
PORTUGUESE	320,000.00	281,472.00	
PORTUGUESE	300,000.00	255,090.00	
PORTUGUESE	390,000.00	316,153.50	
PORTUGUESE	210,000.00	188,160.00	
PORTUGUESE	310,000.00	251,580.50	
PORTUGUESE	320,000.00	254,432.00	
PORTUGUESE	240,000.00	189,144.00	
PORTUGUESE	290,000.00	230,231.00	
PORTUGUESE	480,000.00	377,280.00	
PORTUGUESE	400,000.00	286,180.00	
PORTUGUESE	130,000.00	97,175.00	
PORTUGUESE	370,000.00	245,384.00	
REPUBLIC OF AUSTRIA	470,000.00	490,280.50	
REPUBLIC OF AUSTRIA	530,000.00	552,127.50	
REPUBLIC OF AUSTRIA	430,000.00	454,682.00	
REPUBLIC OF AUSTRIA	370,000.00	380,674.50	
REPUBLIC OF AUSTRIA	520,000.00	534,404.00	
REPUBLIC OF AUSTRIA	530,000.00	553,823.50	
REPUBLIC OF AUSTRIA	410,000.00	409,733.50	
REPUBLIC OF AUSTRIA	290,000.00	306,211.00	
REPUBLIC OF AUSTRIA	460,000.00	495,512.00	
REPUBLIC OF AUSTRIA	530,000.00	559,600.50	
REPUBLIC OF AUSTRIA	500,000.00	508,250.00	
REPUBLIC OF AUSTRIA	670,000.00	654,054.00	
REPUBLIC OF AUSTRIA	200,000.00	196,760.00	
REPUBLIC OF AUSTRIA	230,000.00	250,481.50	
REPUBLIC OF AUSTRIA	400,000.00	503,540.00	
REPUBLIC OF AUSTRIA	400,000.00	396,200.00	
SPANISH GOV'T	470,000.00	472,655.50	

	SPANISH GOV'T	690,000.00	712,528.50	
	SPANISH GOV'T	520,000.00	529,308.00	
	SPANISH GOV'T	740,000.00	781,995.00	
	SPANISH GOV'T	170,000.00	167,501.00	
	SPANISH GOV'T	760,000.00	776,872.00	
	SPANISH GOV'T	980,000.00	959,126.00	
	SPANISH GOV'T	660,000.00	673,827.00	
	SPANISH GOV'T	700,000.00	724,640.00	
	SPANISH GOV'T	580,000.00	572,489.00	
	SPANISH GOV'T	660,000.00	673,992.00	
	SPANISH GOV'T	740,000.00	714,988.00	
	SPANISH GOV'T	790,000.00	755,042.50	
	SPANISH GOV'T	370,000.00	352,536.00	
	SPANISH GOV'T	750,000.00	724,275.00	
	SPANISH GOV'T	550,000.00	577,720.00	
	SPANISH GOV'T	470,000.00	451,270.50	
	SPANISH GOV'T	770,000.00	753,868.50	
	SPANISH GOV'T	980,000.00	936,929.00	
	SPANISH GOV'T	600,000.00	558,600.00	
	SPANISH GOV'T	500,000.00	491,100.00	
	SPANISH GOV'T	260,000.00	265,876.00	
	SPANISH GOV'T	590,000.00	558,110.50	
	SPANISH GOV'T	540,000.00	490,914.00	
	SPANISH GOV'T	310,000.00	315,146.00	
	SPANISH GOV'T	660,000.00	673,332.00	
	SPANISH GOV'T	980,000.00	968,926.00	
	SPANISH GOV'T	910,000.00	706,160.00	
	SPANISH GOV'T	410,000.00	351,452.00	
	SPANISH GOV'T	190,000.00	157,386.50	
ユーロ計	銘柄数：249	168,470,000.00	171,190,187.50	
	邦貨換算額		(20,126,830,344)	
	組入時価比率：43.5%		44.2%	
英ポンド	UK GILT	1,010,000.00	1,060,651.50	
	UK GILT	1,000,000.00	1,060,600.00	
	UK GILT	550,000.00	639,237.50	
	UK GILT	790,000.00	799,756.50	
	UK GILT	1,150,000.00	1,262,527.50	
	UK GILT	1,280,000.00	1,303,424.00	
	UK GILT	780,000.00	855,465.00	
	UK GILT	480,000.00	597,600.00	
	UK GILT	410,000.00	398,581.50	
	UK GILT	580,000.00	616,569.00	
	UK GILT	590,000.00	792,281.50	
	UK GILT	1,110,000.00	1,237,483.50	
	UK GILT	590,000.00	634,427.00	
	UK GILT	740,000.00	752,802.00	
	UK GILT	1,060,000.00	1,154,287.00	
	UK GILT	1,060,000.00	1,066,837.00	
	UK GILT	370,000.00	505,438.50	
	UK GILT	60,000.00	59,706.00	
	UK GILT	610,000.00	618,357.00	
	UK GILT	1,100,000.00	1,210,440.00	



	UK GILT	520,000.00	523,120.00	
	UK GILT	530,000.00	648,932.00	
	UK GILT	640,000.00	677,312.00	
	UK GILT	750,000.00	741,825.00	
	UK GILT	720,000.00	733,068.00	
	UK GILT	910,000.00	894,029.50	
	UK GILT	830,000.00	884,365.00	
	UK GILT	50,000.00	49,220.00	
	UK GILT	610,000.00	598,806.50	
	UK GILT	1,190,000.00	1,224,688.50	
	UK GILT	770,000.00	761,607.00	
	UK GILT	700,000.00	693,350.00	
	UK GILT	970,000.00	964,713.50	
	UK GILT	360,000.00	340,056.00	
英ポンド計	銘柄数：34	24,870,000.00	26,361,565.00	
	邦貨換算額		(3,529,549,937)	
	組入時価比率：7.6%		7.7%	
スイスフラン	SWISS GOV'T	360,000.00	369,536.40	
	SWISS GOV'T	340,000.00	360,699.20	
	SWISS GOV'T	130,000.00	141,641.50	
	SWISS GOV'T	310,000.00	327,276.30	
	SWISS GOV'T	270,000.00	313,124.40	
	SWISS GOV'T	300,000.00	326,610.00	
	SWISS GOV'T	300,000.00	327,930.00	
	SWISS GOV'T	120,000.00	144,471.60	
	SWISS GOV'T	280,000.00	351,439.20	
スイスフラン計	銘柄数：9	2,410,000.00	2,662,728.60	
	邦貨換算額		(241,163,329)	
	組入時価比率：0.5%		0.5%	
スウェーデンクローネ	SWEDEN GOV'T	2,810,000.00	2,941,311.30	
	SWEDEN GOV'T	3,560,000.00	3,968,794.80	
	SWEDEN GOV'T	2,680,000.00	2,840,130.00	
	SWEDEN GOV'T	1,680,000.00	1,667,064.00	
	SWEDEN GOV'T	2,090,000.00	2,150,777.20	
	SWEDEN GOV'T	3,900,000.00	4,152,603.00	
	SWEDEN GOV'T	3,250,000.00	3,682,315.00	
	SWEDEN GOV'T	1,140,000.00	1,151,377.20	
	SWEDEN GOV'T	1,790,000.00	1,721,604.10	
スウェーデンクローネ計	銘柄数：9	22,900,000.00	24,275,976.60	
	邦貨換算額		(319,714,611)	
	組入時価比率：0.7%		0.7%	
ノルウェークローネ	NORWEGIAN GOV'T	2,600,000.00	2,796,560.00	
	NORWEGIAN GOV'T	2,550,000.00	2,717,790.00	
	NORWEGIAN GOV'T	1,610,000.00	1,672,870.50	
	NORWEGIAN GOV'T	1,120,000.00	1,180,256.00	
ノルウェークローネ計	銘柄数：4	7,880,000.00	8,367,476.50	
	邦貨換算額		(125,010,098)	
	組入時価比率：0.3%		0.3%	
デンマーククローネ	DENMARK BULLET	3,130,000.00	3,242,836.50	
	DENMARK BULLET	3,990,000.00	4,279,674.00	
	DENMARK BULLET	3,790,000.00	3,995,418.00	
	DENMARK BULLET	2,480,000.00	2,615,036.00	

	DENMARK BULLET	2,920,000.00	3,049,356.00	
	DENMARK BULLET	2,100,000.00	2,836,575.00	
	DENMARK BULLET	4,130,000.00	4,639,435.50	
デンマーククローネ計	銘柄数：7	22,540,000.00	24,658,331.00	
	邦貨換算額		(388,861,879)	
	組入時価比率：0.8%		0.9%	
ポーランドズロチ	POLAND GOV'T	1,510,000.00	1,512,189.50	
	POLAND GOV'T	1,080,000.00	1,015,632.00	
	POLAND GOV'T	380,000.00	352,678.00	
	POLAND GOV'T	630,000.00	576,135.00	
	POLAND GOV'T	1,610,000.00	1,615,715.50	
	POLAND GOV'T	1,230,000.00	1,225,080.00	
	POLAND GOV'T	1,130,000.00	1,142,825.50	
	POLAND GOV'T	2,050,000.00	2,038,417.50	
	POLAND GOV'T	700,000.00	715,435.00	
	POLAND GOV'T	220,000.00	212,399.00	
	POLAND GOV'T	1,430,000.00	1,376,303.50	
	POLAND GOV'T	1,310,000.00	1,248,561.00	
	POLAND GOV'T	530,000.00	491,283.50	
	POLAND GOV'T	930,000.00	879,919.50	
	POLAND GOV'T	490,000.00	450,089.50	
ポーランドズロチ計	銘柄数：15	15,230,000.00	14,847,998.64	
	邦貨換算額		(435,183,055)	
	組入時価比率：0.9%		1.0%	
オーストラリアドル	AUSTRALIAN GOV'T	500,000.00	504,600.00	
	AUSTRALIAN GOV'T	390,000.00	389,036.70	
	AUSTRALIAN GOV'T	520,000.00	535,974.40	
	AUSTRALIAN GOV'T	510,000.00	515,941.50	
	AUSTRALIAN GOV'T	820,000.00	848,068.60	
	AUSTRALIAN GOV'T	420,000.00	411,495.00	
	AUSTRALIAN GOV'T	550,000.00	571,796.50	
	AUSTRALIAN GOV'T	170,000.00	165,965.90	
	AUSTRALIAN GOV'T	510,000.00	526,503.60	
	AUSTRALIAN GOV'T	110,000.00	110,476.30	
	AUSTRALIAN GOV'T	680,000.00	670,656.80	
	AUSTRALIAN GOV'T	390,000.00	362,590.80	
	AUSTRALIAN GOV'T	400,000.00	406,720.00	
	AUSTRALIAN GOV'T	420,000.00	426,052.20	
オーストラリアドル計	銘柄数：14	6,390,000.00	6,445,878.30	
	邦貨換算額		(554,861,204)	
	組入時価比率：1.2%		1.2%	
シンガポールドル	SINGAPORE GOV'T	140,000.00	143,087.00	
	SINGAPORE GOV'T	290,000.00	301,130.20	
	SINGAPORE GOV'T	240,000.00	247,368.00	
	SINGAPORE GOV'T	80,000.00	81,855.20	
	SINGAPORE GOV'T	140,000.00	145,647.60	
	SINGAPORE GOV'T	210,000.00	230,050.80	
	SINGAPORE GOV'T	150,000.00	153,871.50	
	SINGAPORE GOV'T	150,000.00	161,296.50	
	SINGAPORE GOV'T	130,000.00	145,563.60	
	SINGAPORE GOV'T	180,000.00	187,806.60	
	SINGAPORE GOV'T	110,000.00	124,139.40	

	SINGAPORE GOV'T	60,000.00	60,706.80	
	SINGAPORE GOV'T	310,000.00	328,727.10	
	SINGAPORE GOV'T	260,000.00	270,634.00	
	SINGAPORE GOV'T	80,000.00	80,964.00	
	SINGAPORE GOV'T	130,000.00	137,365.80	
	SINGAPORE GOV'T	90,000.00	86,039.10	
シンガポールドル計	銘柄数：17	2,750,000.00	2,886,253.20	
	邦貨換算額		(190,232,948)	
	組入時価比率：0.4%		0.4%	
マレーシアリングット	MALAYSIAN GOV'T	550,000.00	555,076.50	
	MALAYSIAN GOV'T	820,000.00	814,161.60	
	MALAYSIAN GOV'T	300,000.00	302,238.00	
	MALAYSIAN GOV'T	340,000.00	338,980.00	
	MALAYSIAN GOV'T	860,000.00	864,007.60	
	MALAYSIAN GOV'T	830,000.00	869,939.60	
	MALAYSIAN GOV'T	250,000.00	249,607.50	
	MALAYSIAN GOV'T	400,000.00	402,180.00	
	MALAYSIAN GOV'T	680,000.00	685,650.80	
	MALAYSIAN GOV'T	280,000.00	292,899.60	
	MALAYSIAN GOV'T	590,000.00	606,992.00	
	MALAYSIAN GOV'T	480,000.00	480,998.40	
	MALAYSIAN GOV'T	460,000.00	464,112.40	
	MALAYSIAN GOV'T	650,000.00	663,110.50	
	MALAYSIAN GOV'T	500,000.00	559,765.00	
	MALAYSIAN GOV'T	300,000.00	307,047.00	
	MALAYSIAN GOV'T	330,000.00	331,174.80	
	MALAYSIAN GOV'T	310,000.00	273,854.00	
	MALAYSIAN GOV'T	240,000.00	261,160.80	
マレーシアリングット計	銘柄数：19	9,170,000.00	9,322,956.10	
	邦貨換算額		(256,194,833)	
	組入時価比率：0.6%		0.6%	
小計			45,561,728,923	
			(45,561,728,923)	
合計			45,561,728,923	
			(45,561,728,923)	

(注) 1. 小計欄及び合計欄における ( ) 内の金額は、外貨建有価証券の邦貨換算額の合計額であり、内数で表示しております。

2. 組入時価比率は、純資産額に対する比率であります。その右の比率は、合計金額に対する比率であります。

## 第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表（デリバティブ取引等に関する注記）」に記載しております。

?

## (3)【注記表】

## (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	期別	第8期 自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日	第9期 自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日
有価証券の評価基準 及び評価方法		親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評 価しております。時価評価にあ たっては、親投資信託受益証券の 基準価額に基づいて評価しており ます。	親投資信託受益証券 同左

## (追加情報)

第8期 自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日	第9期 自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日
当計算期間より、「金融商品に関する会計基 準」（企業会計基準第10号 平成20年3月10日）及 び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」 （企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10 日）を適用しております。	-

## (貸借対照表に関する注記)

項目	期別	第8期 [平成22年3月31日現在]	第9期 [平成23年3月31日現在]
1. 期首元本額		18,554,832,861円	20,225,159,323円
期中追加設定元本額		3,143,532,053円	2,931,053,370円
期中解約元本額		1,473,205,591円	1,501,661,999円
2. 計算期間末日における受 益権の総数		20,225,159,323口	21,654,550,694口

## (損益及び剰余金計算書に関する注記)

項目	期別	第8期 自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月 31日	第9期 自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日
分配金の計算過程		計算期間末における解約に伴う当期 純利益金額分配後の配当等収益から 費用を控除した額（999,082,216 円）、解約に伴う当期純利益金額分 配後の有価証券売買等損益から費用 を控除し、繰越欠損金を補填した額 （0円）、信託約款に規定される収益 調整金（5,490,836,303円）及び分 配準備積立金（4,459,948,840円） より分配対象額10,949,867,359円 （1万口当り5,413円）であります が、分配は行っておりません。	計算期間末における解約に伴う当期 純損失金額分配後の配当等収益から 費用を控除した額（915,244,905 円）、解約に伴う当期純損失金額分 配後の有価証券売買等損益から費用 を控除し、繰越欠損金を補填した額 （0円）、信託約款に規定される収益 調整金（6,656,967,207円）及び分 配準備積立金（5,081,657,097円） より分配対象額12,653,869,209円 （1万口当り5,843円）であります が、分配は行っておりません。

## (金融商品に関する注記)

## 金融商品の状況に関する事項

	第8期 自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日	第9期 自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日
1. 金融商品 に対する 取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行なっております。	同左
2. 金融商品 の内容及 びそのリ スク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券は親投資信託受益証券であり、価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク等の市場リスク、信用リスク、流動性リスク、及びカントリーリスクに晒されております。	同左
3. 金融商品 に係るリ スク管理 体制	委託会社においてはコンプライアンス委員会を設け、運用に係る投資ガイドライン及び信託約款、法令等の遵守状況について報告・審議がなされ、その結果を運用関連部署へフィードバックすることで、ファンドの健全な運用の実現に寄与しています。また、運用評価委員会を設け、運用パフォーマンス及びリスク分析を行ない、その状況について審査・検討がなされ、運用関連部署へフィードバックされることで、透明性の高い適正な運用の実現に寄与しています。	同左

## 金融商品の時価等に関する事項

	第8期 [平成22年3月31日現在]	第9期 [平成23年3月31日現在]
1. 貸借対照表計上額、時価及び その差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2. 金融商品の時価の算定方法	(1) 有価証券 「注記表（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。 (2) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。	同左
3. 金融商品の時価等に関する事 項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

## （有価証券に関する注記）

## 売買目的有価証券

種類	第8期 [平成22年3月31日現在]	
	当計算期間の損益に含まれた評価差額（円）	
親投資信託受益証券		33,254,365
合計		33,254,365

種類	第9期 [平成23年3月31日現在]	
	当計算期間の損益に含まれた評価差額（円）	
親投資信託受益証券		1,588,883,935
合計		1,588,883,935

## （デリバティブ取引等に関する注記）

第8期（平成22年3月31日現在）

該当事項はありません。

第9期（平成23年3月31日現在）

該当事項はありません。

## （関連当事者との取引に関する注記）

第8期（自平成21年4月1日至平成22年3月31日）

該当事項はありません。

第9期（自平成22年4月1日至平成23年3月31日）

該当事項はありません。

## （1口当たり情報）

第8期 [平成22年3月31日現在]		第9期 [平成23年3月31日現在]	
1口当たり純資産額	1.3785円	1口当たり純資産額	1.2897円
（1万口当たり純資産額	13,785円）	（1万口当たり純資産額	12,897円）

## （4）【附属明細表】

## 第1 有価証券明細表

株式

該当事項はありません。

株式以外の有価証券

（単位：円）

種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託 受益証券	パッシブ外国債券 マザーファンド	16,147,194,452	27,928,187,524	
合計		16,147,194,452	27,928,187,524	

親投資信託受益証券における券面総額の数値は、証券数を表示しております。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表  
該当事項はありません。

[次へ](#)

2【ファンドの現況】  
【純資産額計算書】

平成23年4月28日現在	
資産総額	28,720,710,776円
負債総額	26,650,021円
純資産総額（ - ）	28,694,060,755円
発行済数量	21,853,773,823口
1万口当り純資産額（ / ）	13,130円

（参考情報）

パッシブ外国債券マザーファンドの現況  
純資産額計算書

平成23年4月28日現在	
資産総額	48,444,463,685円
負債総額	1,155,569,206円
純資産総額（ - ）	47,288,894,479円
発行済数量	26,851,350,863口
1万口当り純資産額（ / ）	17,611円



#### 第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

ファンドの受益権は、振替受益権となっております。

委託会社は、やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

##### (1) 名義書換等

該当事項はありません。

##### (2) 受益者に対する特典

特典はありません。

##### (3) 譲渡制限の内容

譲渡制限はありません。ただし、振替受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

##### (4) その他

###### 受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

前記の申請のある場合には、振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

前記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

###### 受益権の再分割

委託会社は、受益権の再分割を行いません。ただし、社振法に定めるところにしたがい、受託会社と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

###### 償還金

償還金は、償還日において振替機関の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。）に支払います。

###### 質権口記載または記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

### 第三部【委託会社等の情報】

#### 第1【委託会社等の概況】

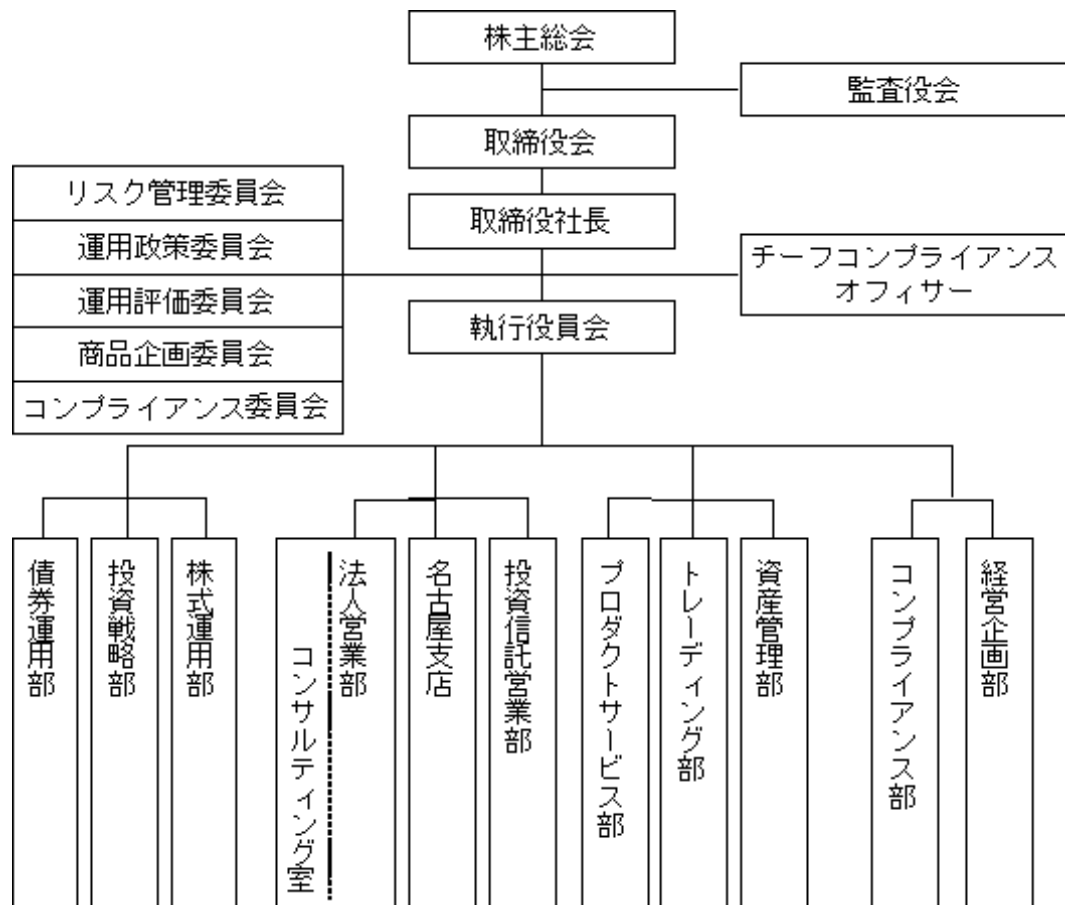
##### 1【委託会社等の概況】

###### (1) 資本金の額

本書提出日現在の資本金の額 : 600百万円  
 会社が発行する株式総数 : 32,000株  
 発行済株式総数 : 12,000株  
 最近5年間における資本金の増減は、ありません。

###### (2) 委託会社の機構

組織図



#### 会社の意思決定機構

委託会社は、取締役全員をもって組織する取締役会により運営されます。

取締役および監査役は、株主総会において選任されます。取締役会は、会社の業務執行に関する重要事項を決議し、取締役の業務執行について監督します。取締役会の議事の決議は、取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって行ないます。

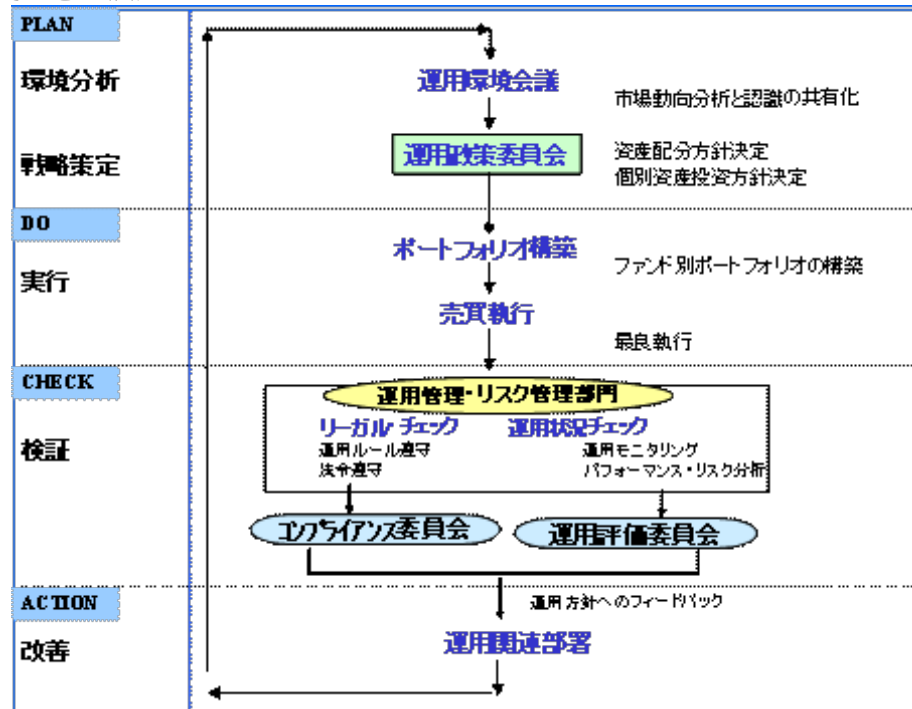
定例取締役会は原則として毎月1回開催し、臨時取締役会は必要に応じて随時、開催します。取締役会は取締役社長が招集します。

招集権者でない取締役が取締役会開催の必要を認めるときは、招集権者たる取締役に対し、会議の目的とすべき事項およびその審議を必要とする事由を書面にて通知し、取締役会の招集を請求することができます。

監査役は、取締役会に出席し、必要ありと認めるときは意見を述べなければなりません。

執行役員は取締役会の決議により選任され、当社の特定部門の業務執行を統括します。

## 投資運用の意思決定プロセス



## 2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行なうとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を主として行なっており、「金融商品取引法」に定める投資助言業務も行っていきます。また、第二種金融商品取引業者の登録を受けています。

平成23年4月28日現在の委託会社の運用する証券投資信託は計32本であり、純資産総額565,524百万円（親投資信託を除きます。）です。

平成23年4月28日現在

商品分類	本数	純資産総額（百万円）
追加型公社債投資信託	4	300,331
追加型株式投資信託	28	265,193

## 中間財務諸表

## ( 1 ) 中間貸借対照表

(単位：千円)

		当中間会計期間末 (平成22年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金・預金		343,031
有価証券		772,585
前払費用		32,648
未収委託者報酬		470,815
未収運用受託報酬		76,968
繰延税金資産		35,465
流動資産合計		1,731,512
固定資産		
有形固定資産		
建物	*1	21,625
器具備品	*1	15,024
有形固定資産合計		36,649
無形固定資産		
商標権		13

ソフトウェア	9,360
電話加入権	1,207
無形固定資産合計	10,580
投資その他の資産	
投資有価証券	497
長期前払費用	32
長期差入保証金	70,527
長期預け金	602
繰延税金資産	30,063
投資その他の資産合計	101,721
固定資産合計	148,949
資産合計	1,880,462

(単位:千円)

当中間会計期間末

(平成22年9月30日)

## 負債の部

## 流動負債

預り金		6,824
未払代行手数料		262,550
その他未払金		581
未払費用		82,455
未払法人税等		16,118
未払消費税等	*2	9,744
賞与引当金		48,000
流動負債合計		426,273

## 固定負債

退職給付引当金		73,705
固定負債合計		73,705

## 負債合計

499,978

## 純資産の部

## 株主資本

資本金	600,000
利益剰余金	
利益準備金	27,760
その他利益剰余金	
別途積立金	109,000
繰越利益剰余金	643,671
利益剰余金合計	780,431
株主資本合計	1,380,431

## 評価・換算差額等

<del>その他有価証券評価差額金</del>	53
評価・換算差額等合計	53

純資産合計	1,380,484
-------	-----------

負債・純資産合計	1,880,462
----------	-----------

## ( 2 ) 中間損益計算書

(単位：千円)

		当中間会計期間
		(自平成22年4月1日
		至平成22年9月30日)
<hr/>		
営業収益		
委託者報酬		693,010
運用受託報酬		119,856
投資助言報酬		264,367
営業収益合計		<hr/> 1,077,232 <hr/>
営業費用		
支払手数料		343,350
調査費		69,538
委託調査費		50,151
委託計算費		21,923
営業雑経費		
通信費		3,066
印刷費		15,771



	協会費	2,080
	諸会費	601
	その他営業雑経費	711
営業費用合計		<u>507,192</u>
一般管理費		
給料		
	役員報酬	33,278
	給料・手当	245,802
	賞与	49,712
賞与引当金繰入		48,000
福利厚生費		46,248
交際費		1,079
旅費交通費		7,060
租税公課		3,440
不動産賃借料		49,750
退職給付費用		14,959
固定資産減価償却費	*1	13,896
業務委託費		19,911
諸経費		17,367
一般管理費合計		<u>550,502</u>
営業利益		<u>19,539</u>

営業外収益		
受取利息		19
有価証券利息		318
その他営業外収益		231
営業外収益合計		568
営業外費用		
雑損失		141
営業外費用合計		141
経常利益		19,966
特別損失		
役員退職慰労金		9,180
固定資産除却損	*2	647
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額		3,405
特別損失合計		13,232
税引前中間純利益		6,734
法人税、住民税及び事業税		13,842
法人税等調整額		8,814
法人税等合計		5,027
中間純利益		1,707



## (3) 中間株主資本等変動計算書

(単位：千円)

	当中間会計期間 (自平成22年4月 1日 至平成22年9月30日)
<b>株主資本</b>	
<b>資本金</b>	
前期末残高	600,000
当中間期変動額	
当中間期変動額合計	-
当中間期末残高	600,000
<b>利益剰余金</b>	
<b>利益準備金</b>	
前期末残高	25,876
当中間期変動額	
利益準備金の積立	1,884
当中間期変動額合計	1,884
当中間期末残高	27,760
<b>その他利益剰余金</b>	
別途積立金	
前期末残高	109,000

当中間期変動額	
当中間期変動額合計	-
当中間期末残高	109,000
繰越利益剰余金	
前期末残高	662,688
当中間期変動額	
利益準備金の積立	1,884
剰余金の配当	18,840
中間純利益	1,707
当中間期変動額合計	19,017
当中間期末残高	643,671
利益剰余金合計	
前期末残高	797,564
当中間期変動額	
剰余金の配当	18,840
中間純利益	1,707
当中間期変動額合計	17,133
当中間期末残高	780,431
株主資本合計	
前期末残高	1,397,564
当中間期変動額	
剰余金の配当	18,840

中間純利益	1,707
当中間期変動額合計	17,133
当中間期末残高	1,380,431
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	
前期末残高	86
当中間期変動額	
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	33
当中間期変動額合計	33
当中間期末残高	53
評価・換算差額等合計	
前期末残高	86
当中間期変動額	
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	33
当中間期変動額合計	33
当中間期末残高	53
純資産合計	
前期末残高	1,397,650
当中間期変動額	
剰余金の配当	18,840
中間純利益	1,707
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	33

当中間期変動額合計	17,166
当中間期末残高	1,380,484

## 中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

期 別 項 目	当中間会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月 30日)
1. 有価証券の評価基準及び 評価方法	<p>その他有価証券</p> <p>時価のあるもの 中間決算日の市場価格等による時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。</p> <p>時価のないもの 移動平均法による原価法を採用しております。</p>
2. 固定資産の減価償却の方 法	<p>(1) 有形固定資産 定率法を採用しております。但し、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法を採用しております。</p> <p>(2) 無形固定資産 定額法を採用しております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込み利用可能期間（5年）による定額法を採用しております。</p>



3. 引当金の計上基準	<p>(1) 賞与引当金 従業員に対して支給する賞与の支出に備えて、支給見込額の間mediate会計期間負担額を計上しております。</p> <p>(2) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職金規程に基づく自己都合要支給額に基づき、中間会計期間において発生していると認められる額を計上しております。</p>
4. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>消費税等の会計処理 消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。</p>

## 中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

期 別	当中間会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月 30日)
項 目	
「資産除去債務に関する会計基準」等の適用	<p>当中間会計期間より、「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号 平成20年3月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日）を適用しております。</p> <p>これにより、営業利益及び経常利益はそれぞれ184千円減少し、税引前中間純利益は3,589千円減少しております。</p>

## 注記事項

( 中間貸借対照表関係 )

当中間会計期間末 ( 平成22年9月30日 )	
*1 有形固定資産の減価償却累計額	
建物	60,038千円
器具備品	72,243千円
計	132,281千円

**\*2 消費税等の取扱い**

仮受消費税等と控除対象の仮払消費税等は相殺し、流動負債に表示しております。

**（中間損益計算書関係）****当中間会計期間**

（自 平成22年 4月 1日

至 平成22年 9月 30日）

**\*1 減価償却実施額**

有形固定資産	5,078千円
無形固定資産	8,817千円

\*2 固定資産除却損は、建物570千円および電話加入権76千円であります。

## （中間株主資本等変動計算書関係）

当中間会計期間（自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日）

## 1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	前事業年度末 株式数（株）	当中間会計期間 増加株式数（株）	当中間会計期間 減少株式数（株）	当中間会計期間末 株式数（株）
発行済株式				
普通株式	12,000	-	-	12,000
合計	12,000	-	-	12,000

## 2. 配当に関する事項

## 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発効日
平成22年6月28日 定時株主総会	普通株式	18,840	1,570	平成22年 3月31日	平成22年 6月29日

## （リース取引関係）

当中間会計期間（自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日）

該当事項はありません。

## （金融商品関係）

当中間会計期間末（平成22年9月30日）

金融商品の時価等に関する事項

平成22年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりとなっております。なお、時価を把握するのが極めて困難と認められる金融商品はありません。

（単位：千円）

	中間貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金・預金	343,031	343,031	
(2)有価証券	772,585	772,585	
(3)未収委託者報酬	470,815	470,815	
(4)未収運用受託報酬	76,968	76,968	
(5)投資有価証券	497	497	
(6)長期差入保証金	70,527	69,412	1,114
資産計	1,734,423	1,733,308	1,114
(1)未払費用	82,455	82,455	
(2)未払代行手数料	262,550	262,550	
負債計	345,005	345,005	

(注1)金融商品の時価の算定方法

資産

(1)現金・預金

預金はすべて短期間で決済されるものであり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2)有価証券及び(5)投資有価証券

有価証券及び投資有価証券は、すべて投資信託であり、その時価については、基準価額によっております。

(3)未収委託者報酬及び(4)未収運用受託報酬

これらはすべて短期間で決済されるものであり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(6)長期差入保証金

長期差入保証金（敷金）の時価の算定は、合理的に見積りした長期差入保証金（敷金）の返済予定時期に基づき、国債の利率で割引いた現在価値によっております。

負債

(1)未払費用及び(2)未払代行手数料

これらはすべて短期間で決済されるものであり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(注2)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれます。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

（有価証券関係）

当中間会計期間末（平成22年 9月30日）

## その他有価証券

(単位：千円)

	種類	取得原価	中間貸借対照表計上額	差額
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	投資信託	444	497	53
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	投資信託	772,585	772,585	
合計		773,029	773,082	53

## （デリバティブ取引関係）

当中間会計期間末 （平成22年 9月30日）
該当事項はありません。

## （セグメント情報等）

## 【セグメント情報】

当中間会計期間（自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日）

当社は「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社であり証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っております。また「金融商品取引法」に定める投資助言・代理業を行っております。

当社は、投資運用業及び投資助言・代理業にこれらの附帯業務を集約した単一セグメントを報告セグメントとしております。従いまして、開示対象となるセグメントはありませんので、記載を省略しております。

## 【関連情報】

当中間会計期間（自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日）

## 1. 製品及びサービスごとの情報

単一のサービス区分の外部顧客への営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。



## 2. 地域ごとの情報

### (1) 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益のみであるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

### (2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産のみであるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

## 3. 主要な顧客ごとの情報

顧客の名称又は氏名	営業収益(千円)	関連するセグメント名
あいおい損害保険株式会社(注)	264,367	投資助言報酬

(注) 平成22年10月1日付にて、あいおい損害保険株式会社はニッセイ同和損害保険株式会社と合併し、あいおいニッセイ同和損害保険株式会社となっております。

## （追加情報）

当中間会計期間より、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」（企業会計基準第17号 平成21年3月27日）及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第20号 平成21年3月21日）を適用しております。

## （1株当たり情報）

当中間会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日)	
1株当たり純資産額	115,040.32円
1株当たり中間純利益	142.26円
なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式を発行していないため記載しておりません。	
1株当たり中間純利益の算定上の基礎	
中間損益計算書上の中間純利益	1,707千円
普通株式に係る中間純利益	1,707千円
普通株主に帰属しない金額の主な内訳	該当事項はありません
普通株式の期中平均株式数	12,000株

## （重要な後発事象）

当中間会計期間（自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日）

該当事項はありません。

### 3【委託会社等の経理状況】

- 1 . 当社の財務諸表は、第20期事業年度（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）については、改正前の「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定により、改正前の「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しており、第21期事業年度（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）については、改正後の「財務諸表等規則」並びに同規則第2条の規定により、改正後の「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

また、当社の中間財務諸表は、改正後の「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）並びに同規則第38条及び第57条の規定により、改正後の「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表及び中間財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を四捨五入して表示しております。

- 2 . 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第20期事業年度（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）及び第21期事業年度（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）の財務諸表について、あらた監査法人により監査を受けております。

また、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第22期中間会計期間（平成22年4月1日から平成22年9月30日まで）の中間財務諸表について、あらた監査法人により中間監査を受けております。

## (1)【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成21年3月31日)		当事業年度 (平成22年3月31日)	
資産の部				
流動資産				
現金・預金		357,493		345,762
有価証券		771,553		772,331
前払費用		24,628		25,296
未収委託者報酬		316,268		438,962
未収運用受託報酬		55,384		112,934
未収還付法人税等		45,036		-
繰延税金資産		23,160		26,907
流動資産合計		1,593,521		1,722,192
固定資産				
有形固定資産				
建物	*1	27,143	*1	23,679
器具備品	*1	16,225	*1	16,593
有形固定資産合計		43,368		40,272
無形固定資産				

商標権	60	29
ソフトウェア	38,719	17,077
電話加入権	1,283	1,283
無形固定資産合計	40,063	18,389
投資その他の資産		
投資有価証券	444	590
長期前払費用	79	47
長期差入保証金	74,116	74,116
長期預け金	618	613
繰延税金資産	25,407	29,748
投資その他の資産合計	100,663	105,113
固定資産合計	184,094	163,774
資産合計	1,777,615	1,885,966

(単位:千円)

	前事業年度 (平成21年3月31日)	当事業年度 (平成22年3月31日)
負債の部		
流動負債		
預り金	5,235	6,070

未払代行手数料	165,641	231,594
その他未払金	599	591
未払費用	63,076	117,720
未払法人税等	-	784
未払消費税等	366	11,201
賞与引当金	48,000	48,000
流動負債合計	282,917	415,960
固定負債		
退職給付引当金	61,169	72,356
固定負債合計	61,169	72,356
負債合計	344,085	488,316
純資産の部		
株主資本		
資本金	600,000	600,000
利益剰余金		
利益準備金	20,200	25,876
その他利益剰余金		
別途積立金	109,000	109,000
繰越利益剰余金	704,330	662,688
利益剰余金合計	833,530	797,564

株主資本合計	1,433,530	1,397,564
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	-	86
評価・換算差額等合計	-	86
純資産合計	1,433,530	1,397,650
負債・純資産合計	1,777,615	1,885,966

## (2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自平成20年 4月 1日 至平成21年 3月31日)		当事業年度 (自平成21年 4月 1日 至平成22年 3月31日)
営業収益			
委託者報酬	1,500,923		1,374,938
運用受託報酬	224,001		250,247
投資助言報酬	*1 569,156	*1	552,309
その他営業収益	95		95
営業収益合計	2,294,175		2,177,589
営業費用			
支払手数料	677,953		637,867



広告宣伝費		4,886		6,703
調査費		132,912		137,159
委託調査費		107,143		130,322
委託計算費		45,279		43,780
営業雑経費				
通信費		8,072		7,135
印刷費		43,887		45,900
協会費		4,050		3,743
諸会費		549		654
その他営業雑経費		3,628		4,224
営業費用合計		1,028,358		1,017,488
一般管理費				
給料				
役員報酬		70,127		56,538
給料・手当	*1	487,574	*1	526,820
賞与	*1	122,997	*1	134,993
賞与引当金繰入		48,000		48,000
福利厚生費		80,632		86,822
交際費		1,248		1,013
旅費交通費		20,164		14,659
租税公課		17,777		11,395

不動産賃借料		100,278		99,316
退職給付費用	*1	31,476	*1	28,269
固定資産減価償却費		35,240		35,083
業務委託費		65,465		47,197
諸経費		35,699		33,708
一般管理費合計		1,116,678		1,123,813
営業利益		149,139		36,288
営業外収益				
受取利息		198		50
有価証券利息		3,398		972
為替差益		22		-
その他営業外収益		494		1,681
営業外収益合計		4,112		2,702
営業外費用				
雑損失		656		283
営業外費用合計		656		283
経常利益		152,595		38,707
特別損失				
役員退職慰労金		22,000		2,200

固定資産除却損	*2	584	*2	26
投資有価証券評価損		556		-
業法上の負担額	*3	66		-
特別損失合計		23,206		2,226
税引前当期純利益		129,389		36,481
法人税、住民税及び事業税		50,795		23,835
法人税等調整額		2,896		8,147
法人税等合計		53,691		15,687
当期純利益		75,698		20,794

## (3) 【株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)	当事業年度 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)
株主資本		
資本金		

前期末残高	600,000	600,000
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	600,000	600,000
利益剰余金		
利益準備金		
前期末残高	6,000	20,200
当期変動額		
利益準備金の積立	14,200	5,676
当期変動額合計	14,200	5,676
当期末残高	20,200	25,876
その他利益剰余金		
別途積立金		
前期末残高	109,000	109,000
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	109,000	109,000
繰越利益剰余金		
前期末残高	784,831	704,330
当期変動額		
利益準備金の積立	14,200	5,676
剰余金の配当	142,000	56,760

当期純利益	75,698	20,794
当期変動額合計	80,502	41,642
当期末残高	704,330	662,688
利益剰余金合計		
前期末残高	899,831	833,530
当期変動額		
利益準備金の積立	-	-
剰余金の配当	142,000	56,760
当期純利益	75,698	20,794
当期変動額合計	66,302	35,966
当期末残高	833,530	797,564
株主資本合計		
前期末残高	1,499,831	1,433,530
当期変動額		
剰余金の配当	142,000	56,760
当期純利益	75,698	20,794
当期変動額合計	66,302	35,966
当期末残高	1,433,530	1,397,564
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
前期末残高	156	-
当期変動額		

株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	156	86
当期変動額合計	156	86
当期末残高	-	86
評価・換算差額等合計		
前期末残高	156	-
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	156	86
当期変動額合計	156	86
当期末残高	-	86
純資産合計		
前期末残高	1,499,676	1,433,530
当期変動額		
剰余金の配当	142,000	56,760
当期純利益	75,698	20,794
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	156	86
当期変動額合計	66,146	35,880
当期末残高	1,433,530	1,397,650

## 重要な会計方針

期 別 項 目	前事業年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)	当事業年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>その他有価証券 時価のあるもの            決算日の市場価格等による時            価法（評価差額は全部純資産直            入法により処理し、売却原価は            移動平均法により算定）を採用            しております。</p> <p>時価のないもの            移動平均法による原価法を採            用しております。</p>	<p>その他有価証券 時価のあるもの            同 左</p> <p>時価のないもの            同 左</p>
2. 固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 有形固定資産            定率法を採用しております。            但し、平成10年4月1日以降に取            得した建物(建物附属設備を除く)            については、定額法を採用して            おります。</p>	<p>(1) 有形固定資産            同 左</p>

	(2) 無形固定資産 定額法を採用しております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込み利用可能期間（5年）による定額法を採用しております。	(2) 無形固定資産 同 左
3. 引当金の計上基準	(1) 賞与引当金 従業員に対して支給する賞与の支出に備えて、支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。 (2) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職金規程に基づく自己都合要支給額の全額を計上しております。	(1) 賞与引当金 同 左  (2) 退職給付引当金 同 左
4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理 消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。	同 左

## 表示方法の変更



前事業年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)	当事業年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)
<p>(投資顧問料の表示方法の変更)</p> <p>前事業年度まで営業収益に表示しておりました「投資顧問料」は、当事業年度より、投資一任契約に係る報酬である「運用受託報酬」および投資顧問(助言)契約に係る報酬である「投資助言報酬」に別掲しております。</p> <p>なお、前事業年度の「運用受託報酬」は278,250千円、「投資助言報酬」は613,837千円であります。</p>	

## 追加情報

前事業年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)	当事業年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)

	<p>当事業年度より、「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 平成20年3月10日)及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日)を適用しております。</p>
--	--

## 注記事項

## （貸借対照表関係）

前事業年度 (平成21年3月31日)	当事業年度 (平成22年3月31日)
*1 有形固定資産の減価償却累計額	*1 有形固定資産の減価償却累計額
建物 57,743千円	建物 61,207千円
器具備品 61,323千円	器具備品 68,648千円
計 119,066千円	計 129,855千円

## （損益計算書関係）

前事業年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)	当事業年度 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)
*1 関係会社との取引額	*1 関係会社との取引額
投資助言報酬 569,156千円	投資助言報酬 552,309千円
給料・手当 88,810千円	給料・手当 92,055千円
賞与 25,805千円	賞与 27,406千円
退職給付費用 4,135千円	退職給付費用 4,338千円
*2 固定資産除却損は、器具備品584千円であります。	*2 固定資産除却損は、器具備品26千円であります。

*3 業法上の負担額 業法上の負担額は、金融商品取引法第42条の2第6号括弧書きによる負担額であります。	
---	--

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	前事業年度末 株式数 (株)	当事業年度 増加株式数 (株)	当事業年度 減少株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	12,000			12,000
合計	12,000			12,000

2. 配当に関する事項

## (1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成20年6月27日 定時株主総会	普通株式	142,000	11,833.33	平成20年 3月31日	平成20年 6月30日

## (2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発 生日
平成21年6月29日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	56,760	4,730	平成21年 3月31日	平成21年 6月30日

当事業年度（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

## 1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	前事業年度末 株式数 (株)	当事業年度 増加株式数 (株)	当事業年度 減少株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	12,000			12,000
合計	12,000			12,000

## 2. 配当に関する事項

## (1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成21年6月29日 定時株主総会	普通株式	56,760	4,730	平成21年 3月31日	平成21年 6月30日

## (2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の 総額(千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力 発生日
平成22年6月28日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	18,840	1,570	平成22年 3月31日	平成22年 6月29日

(リース取引関係)

前事業年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)	当事業年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)
該当事項はありません。	該当事項はありません

## (金融商品関係)

## 1. 金融商品の状況に関する事項

	前事業年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)	当事業年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)
1. 金融商品に対する取組方針		当社は、資金運用については、合理的な理由がある場合を除いて、銀行預金及び安全性の高い有価証券に限定しており、投機的な取引は行わない方針であります。また、資金調達については、運転資金及び設備投資資金に関しては、原則として自己資金で賄う方針であります。



2. 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制	<p>(1) 営業債権である未収運用受託報酬には、顧客の信用リスクが存在します。資産管理部門及び営業部門において、日常の営業活動により、顧客等の信用状況を把握するとともに、債権回収の期日管理を行い、経理部門でその回収を確認することで、回収懸念の軽減ないしは早期把握に努めています。</p> <p>また、未収委託者報酬には、運用を委託されている投資信託の運用資産が悪化した場合に回収できず、当社が損失を被るリスクが存在しますが、過去の回収実績等からリスクは非常に低いものと考えております。</p>
-----------------------------	---

(2)有価証券及び投資有価証券は、当社設定・運用の短期公社債投資信託並びに株式投資信託であり、組入れ有価証券について市場価格の変動リスク及び信用リスク等が存在します。当該リスクに対しては、日々、時価を把握し、組入れ有価証券の発行体の財務状況等の把握等により、リスク管理を実施するとともに、定期的に保有継続について検討を行っています。

(3)長期差入保証金は、建物賃貸借契約に係る敷金であり、差し入れ先の信用リスクに晒されています。差し入れ先の信用状況を定期的に把握することを通じて、リスクの軽減を図っています。

(4)営業債務である未払費用は、全て1年以内に支払期日が到来します。これらには、流動性リスクが存在します。当社は、現状、自己資金が充分ありますが、キャッシュ・フローの管理等を通じて、リスクの軽減を図っています。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

当事業年度末現在（平成22年3月31日）における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりとなっております。なお、時価を把握するのが極めて困難と認められる金融商品はありません。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金・預金	345,762	345,762	
(2)有価証券	772,331	772,331	
(3)未収委託者報酬	438,962	438,962	
(4)未収運用受託報酬	112,934	112,934	
(5)投資有価証券	590	590	
(6)長期差入保証金	74,116	72,346	1,770
資産計	1,744,694	1,742,924	1,770
(1)未払費用	117,720	117,720	
(2)未払代行手数料	231,594	231,594	
負債計	349,314	349,314	

(注1)金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資産

(1)現金・預金

預金はすべて短期間で決済されるものであり、時価は帳簿価額と近似していることから、当

該帳簿価額によっております。

(2)有価証券及び(5)投資有価証券

有価証券及び投資有価証券は、すべて投資信託であり、その時価については、基準価額によっております。

なお、これらはその他有価証券として保有しており、これらに関する取得原価、貸借対照表計上額及びその差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

	種類	取得原価	貸借対照表計上額	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	投資信託	444	590	146
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	投資信託	772,331	772,331	

(3)未収委託者報酬及び(4)未収運用受託報酬

これらはすべて短期間で決済されるものであり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(6)長期差入保証金

長期差入保証金（敷金）の時価の算定は、合理的に見積りした長期差入保証金（敷金）の返済予定時期に基づき、国債の利率で割引いた現在価値によっています。

負債

## (1)未払費用及び(2)未払代行手数料

これらはすべて短期間で決済されるものであり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

## (注2)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれます。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

## (注3)金融債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金・預金	345,762			
未収委託者報酬	438,962			
未収運用受託報酬	112,934			
長期差入保証金		44,469	29,646	
合計	897,658	44,469	29,646	

## (有価証券関係)

前事業年度（平成21年3月31日）

その他有価証券で時価のあるもの

(単位：千円)

内容	取得原価	貸借対照表計上額	差額
追加型株式投資信託	444	444	
合計	444	444	

(注)表中の「取得原価」は減損処理後の帳簿価額であります。なお、当事業年度において減損処理を行い、投資有価証券評価損556千円を計上しております。

時価評価されていない其他有価証券 (単位：千円)

内容	貸借対照表計上額
追加型公社債投資信託（日々決算）	771,553
合計	771,553

## (デリバティブ取引関係)

前事業年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)	当事業年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)
該当事項はありません。	該当事項はありません。

## (退職給付関係)

前事業年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)	当事業年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)
---	---

<p>1．採用している退職給付制度の概要          当社は確定給付型の制度として、退職一時金制度を採用しております。          当社は平成16年5月に退職一時金制度の一部について確定拠出年金制度へ移行しました。</p> <p>2．退職給付債務に関する事項</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">(1)退職給付債務</td> <td style="text-align: right;">61,169千円</td> </tr> <tr> <td>(2)退職給付引当金</td> <td style="text-align: right;">61,169千円</td> </tr> </table> <p>3．退職給付費用に関する事項</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">(1)勤務費用(注)</td> <td style="text-align: right;">31,476千円</td> </tr> <tr> <td>(2)退職給付費用</td> <td style="text-align: right;">31,476千円</td> </tr> </table> <p>(注)確定拠出年金への掛金支払額を含んでおります。</p>	(1)退職給付債務	61,169千円	(2)退職給付引当金	61,169千円	(1)勤務費用(注)	31,476千円	(2)退職給付費用	31,476千円	<p>1．採用している退職給付制度の概要          同左</p> <p>2．退職給付債務に関する事項</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">(1)退職給付債務</td> <td style="text-align: right;">72,356千円</td> </tr> <tr> <td>(2)退職給付引当金</td> <td style="text-align: right;">72,356千円</td> </tr> </table> <p>3．退職給付費用に関する事項</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">(1)勤務費用(注)</td> <td style="text-align: right;">28,269千円</td> </tr> <tr> <td>(2)退職給付費用</td> <td style="text-align: right;">28,269千円</td> </tr> </table> <p>(注)確定拠出年金への掛金支払額を含んでおります。</p>	(1)退職給付債務	72,356千円	(2)退職給付引当金	72,356千円	(1)勤務費用(注)	28,269千円	(2)退職給付費用	28,269千円
(1)退職給付債務	61,169千円																
(2)退職給付引当金	61,169千円																
(1)勤務費用(注)	31,476千円																
(2)退職給付費用	31,476千円																
(1)退職給付債務	72,356千円																
(2)退職給付引当金	72,356千円																
(1)勤務費用(注)	28,269千円																
(2)退職給付費用	28,269千円																



## （税効果会計関係）

前事業年度 (平成21年3月31日)	当事業年度 (平成22年3月31日)	
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の 主な原因別の内訳  (単位：千円)	1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の 主な原因別の内訳  (単位：千円)	
繰延税金資産	繰延税金資産	
少額固定資産	未払事業税 982	758
賞与引当金超過額	少額固定資産 31	546
未払費用	賞与引当金超過額	19,531
退職給付引当金超過額	未払費用 4,889	5,959
その他	退職給付引当金超過額	29,442
繰延税金資産計	その他 51,131	478
繰延税金負債	繰延税金資産計	56,714
未収還付事業税	繰延税金負債 564	
繰延税金負債計	その他有価証券評価差額金	59
繰延税金資産の純額	繰延税金負債計	59
	繰延税金資産の純額	56,654

<p>2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳</p> <p>法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の百分の五以下であるため、注記を省略しております。</p>	<p>2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳</p> <p>同左</p>
---	---

（関連当事者情報）

前事業年度（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）

（追加情報）

当事業年度より「関係当事者の開示に関する会計基準」（企業会計基準第11号平成18年10月17日）及び「関連当事者の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準第13号平成18年10月17日）を適用しております。

なお、これによる開示対象範囲の変更はありません。

1. 関連当事者との取引

## (1) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主(会社等の場合に限る。)等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有〔被所有〕割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
その他の関係会社	あいおい損害保険(株)	東京都渋谷区	100,005 百万円	損害保険業	(被所有) 直接50%	投資顧問契約	投資助言報酬 (注1)	569,156		
						役員の兼任	出向者人件費 (注2)	96,341		

(1) 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておりません。

(2) 取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 投資助言報酬は、投資資産額に一定料率を乗じる方法により算定しており、他の投資顧問契約の料率を勘案して決定しています。

(注2) 出向者人件費は、出向元の給与規程を基に計算した人件費相当額を支払っています。

(2) 財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有〔被所有〕割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
----	--------	-----	-----	-------	----------------	-----------	-------	--------------	----	--------------

その他の関係会社の子会社	トヨタファイナンシャルサービス証券(株)	愛知県名古屋市中区	7,500 百万円	証券業		投資信託受益証券の募集販売  役員の兼任	信託約款に定める受益者に対する収益分配金又は償還金の支払委託及びそれらに係る代行手数料の支払 (注1)	211,868	未払代行手数料	30,091
--------------	----------------------	-----------	--------------	-----	--	----------------------------	--	---------	---------	--------

(1) 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

(2) 取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 信託約款に定める受益者の負担する信託報酬のうち、委託者報酬分を両者協議の上、配分を合理的に決定しております。

## 2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

## 1. 関連当事者との取引

## (1) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主(会社等の場合に限る。)等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有 〔被所有〕割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
その他の関係会社	あいおい損害保険(株)	東京都渋谷区	100,005 百万円	損害保険業	(被所有) 直接50%	投資顧問契約	投資助言報酬 (注1)	552,309		
						役員の兼任	出向者人件費 (注2)	110,524		

(1) 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておりません。

(2) 取引条件及び取引条件の決定方針等

（注１）投資助言報酬は、投資資産額に一定料率を乗じる方法により算定しており、他の投資顧問契約の料率を勘案して決定しています。

（注２）出向者人件費は、出向元の給与規程を基に計算した人件費相当額を支払っています。

(2) 財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

種類	会社等の 名称	所在地	資本金	事業の 内容	議決権等 の所有 〔被所有〕割合	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
----	------------	-----	-----	-----------	------------------------	---------------	-----------	------------------	----	------------------

その他 の関係 会社の 子会社	トヨタ ファイナ ンシャル サービス 証券(株)	愛知県 名古屋市 中区	8,100 百万円	証券業	投資信託受益 証券の募集販売  役員の兼任	信託約款に 定める受益 者に対する 収益分配金 又は償還金 の支払委託 及びそれら に係る代行 手数料の支 払（注1） （注2）	116,556	未払代行 手数料	15,965
--------------------------	--------------------------------------	-------------------	--------------	-----	--------------------------------	--	---------	-------------	--------

(1) 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

(2) 取引条件及び取引条件の決定方針等

（注1）信託約款に定める受益者の負担する信託報酬のうち、委託者報酬分を両者協議の上、配分を合理的に決定しております。

（注2）平成22年1月4日付にて、トヨタファイナンシャルサービス株式会社が保有していたトヨタファイナンシャルサービス証券株式会社の全株式は譲渡され、当社の関連当事者に該当しなくなったため、取引金額については、関連当事者であった期間の金額を、期末残高には関連当事者に該当しなくなった時点での残高を記載しております。

## 2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

## ( 1 株当たり情報 )

前事業年度 (自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日)	当事業年度 (自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日)
1株当たり純資産額 119,460.80円	1株当たり純資産額 116,470.83円
1株当たり当期純利益 6,308.19円	1株当たり当期純利益 1,732.83円
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
1株当たり当期純利益の算定上の基礎	1株当たり当期純利益の算定上の基礎
損益計算書上の当期純利益 75,698千円	損益計算書上の当期純利益 20,794千円
普通株式に係る当期純利益 75,698千円	普通株式に係る当期純利益 20,794千円
普通株主に帰属しない金額の主要な内訳	普通株主に帰属しない金額の主要な内訳
該当事項はありません。	該当事項はありません。
普通株式の期中平均株式数 12,000株	普通株式の期中平均株式数 12,000株

## ( 重要な後発事象 )



該当事項はありません。

[次へ](#)

#### 4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、金融商品取引法の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして金融商品取引業等に関する内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (2) 運用財産相互間において取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (3) 通常の見積りの条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下（4）（5）において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行なうこと。
- (4) 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行なう投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと。
- (5) 上記（3）（4）に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

#### 5【その他】

##### (1) 定款の変更

定款の変更に関しては、株主総会の特別決議が必要です。

平成15年8月11日付けで、定款の一部変更を決議し、当社の事業の目的として「年金等の有価証券に係る資産の運用、評価及び管理に関する情報提供並びにコンサルティングに係る業務」を追加いたしました。

平成18年6月30日付けで、会社法および関係法令の施行にともない、定款に、「機関の設置」、「株券の発行」、「取締役会の書面決議」などの条文を新設しました。その他、会社法の引用条文の変更と用語の整合性を図るため、また会社法に基づく株式会社としての必要な規定の加除・修正など全般について所要の変更を行ないました。

##### (2) 訴訟事件その他重要事項

委託会社およびファンドに重要な影響を与えると判断する事項はありません。

## 第2【その他の関係法人の概況】

### 1【名称、資本金の額及び事業の内容】

#### (1) 受託会社

三菱UFJ信託銀行株式会社

##### a. 資本金の額

324,279百万円（平成22年9月末現在）

##### b. 事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

#### <参考：再信託受託会社の概要>

名称：日本マスタートラスト信託銀行株式会社

資本金の額：10,000百万円（平成22年9月末現在）

事業の内容：

銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

再信託の目的：

原信託契約にかかる信託事務の一部（信託財産の管理）を原信託受託会社（三菱UFJ信託銀行株式会社）から再信託受託会社（日本マスタートラスト信託銀行株式会社）へ委託するため、原信託財産のすべてを再信託受託会社へ移管することを目的とします。

#### (2) 販売会社

三菱UFJ信託銀行株式会社

##### a. 資本金の額

324,279百万円（平成22年9月末現在）

##### b. 事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

##### a. 資本金の額

100,005百万円（平成22年9月末現在）

##### b. 事業の内容

保険業法に基づき、損害保険業を営んでいます。

株式会社 北陸銀行

##### a. 資本金の額

140,409百万円（平成22年9月末現在）

##### b. 事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営んでいます。

三井住友海上火災保険株式会社

##### a. 資本金の額

139,595百万円（平成22年9月末現在）

##### b. 事業の内容

保険業法に基づき、損害保険業を営んでいます。

株式会社 みずほコーポレート銀行

##### a. 資本金の額

1,404,065百万円（平成22年9月末現在）

##### b. 事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営んでいます。

株式会社 八十二銀行

##### a. 資本金の額

52,243百万円（平成22年9月末現在）

##### b. 事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営んでいます。

## 2【関係業務の概要】

(1)「受託会社」は、以下の業務を行いません。

- a. 信託財産の保管・管理
- b. 信託財産の計算
- c. その他上記の業務に付随する業務

(2)「販売会社」は、以下の業務を行いません。

- a. 募集・販売の取扱い
- b. 受益者に対する一部解約事務
- c. 受益者に対する一部解約金、収益分配金および償還金の支払い
- d. 受益者に対する収益分配金の再投資
- e. その他上記の業務に付随する業務

## 3【資本関係】

販売会社である、あいおいニッセイ同和損害保険株式会社は、委託会社の株式を6000株（発行済株式総数に対する比率は50%です。）を保有しています。

### 第3【その他】

- (1) 交付目論見書の運用実績は、適宜更新されることがあります。
- (2) 目論見書の表紙ないし裏面に委託会社の名称およびロゴ・マーク、図案、写真等を使用し、ファンドの基本的性格を記載することがあります。
- (3) 交付目論見書の表紙等に、請求目論見書は委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードすることができる旨、使用開始日、請求目論見書の入手方法および投資信託約款が請求目論見書に添付されている旨を記載することがあります。
- (4) 請求目論見書の巻末に約款を掲載します。
- (5) 目論見書は電子媒体として使用される他、インターネット等に掲載されることがあります。
- (6) 目論見書は目論見書の別称として「投資信託説明書」と称して使用することがあります。
- (7) 当ファンドは、評価機関等の評価を取得、使用することがあります。

?

独立監査人の監査報告書

平成22年5月19日

トヨタアセットマネジメント株式会社  
取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員  
業務執行社員

公認会計士 鶴田 光夫

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているトヨタアセットDC外国債券インデックスファンドの平成21年4月1日から平成22年3月31日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、トヨタアセットDC外国債券インデックスファンドの平成22年3月31日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

トヨタアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

---

(注) 1. 上記は、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)

?

独立監査人の監査報告書

平成23年5月18日

トヨタアセットマネジメント株式会社  
取締役会御中

## あらた監査法人

指定社員

公認会計士 荒川 進

業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているトヨタアセットDC外国債券インデックスファンドの平成22年4月1日から平成23年3月31日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、トヨタアセットDC外国債券インデックスファンドの平成23年3月31日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

トヨタアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

---

(注) 1. 上記は、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)

?

独立監査人の監査報告書

平成21年6月29日

トヨタアセットマネジメント株式会社  
取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 鶴田 光夫  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているトヨタアセットマネジメント株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第20期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、トヨタアセットマネジメント株式会社の平成21年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

---

(注) 上記は、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。



??

独立監査人の監査報告書

平成22年6月28日

トヨタアセットマネジメント株式会社  
取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 鶴田 光夫  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているトヨタアセットマネジメント株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第21期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、トヨタアセットマネジメント株式会社の平成22年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

---

(注) 上記は、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[次に](#)

## 独立監査人の中間監査報告書

平成22年12月22日

トヨタアセットマネジメント株式会社  
取締役会御中

### あらた監査法人

指定社員

公認会計士 荒川 進

業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているトヨタアセットマネジメント株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第22期事業年度の中間会計期間（平成22年4月1日から平成22年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、トヨタアセットマネジメント株式会社の平成22年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成22年4月1日から平成22年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 上記は、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。